平成 28 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業

技能実習制度に介護分野を追加する際の 技能評価システムのあり方に関する調査研究事業 報告書

平成29年3月



はじめに

「技能実習制度」は、我が国の国際貢献の一環として、開発途上国等の外国人を一定期間に限って受入れ、OJT (On-the-Job-Training) を通じて我が国の高い技能、技術又は知識を移転する制度です。この制度は、平成5年に創設され、「出入国管理及び難民認定法」(以下、「入管法」という。)の改正に伴い、平成22年7月から現行の仕組みで運用されてきており、平成28年6月末現在、全国に約21万人の外国人が在留しています。

しかしながら、この間、実習実施機関等において入管法令や労働関係法令等の違反等が発生し、 国内外での批判を受けることとなりました。その一方で、対象職種の拡大や実習期間の延長等の 制度の拡充に関する要望が出される等、この制度に対する期待も高まっていました。

こうした状況を受け、政府では「技能実習制度」について、平成26年6月に、法務省第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会における「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」、及び「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、管理監督体制の強化を前提に「技能実習制度」を拡充する方針が示されるとともに、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度の趣旨を踏まえ、移転すべき技能として「介護分野の追加」について検討すべきとの方針が示されました。これを受け、厚生労働省に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」(以下、「在り方検討会」という。)が設置され、平成27年2月4日に中間まとめが取り纏められました。こうした経過を経て、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)」が国会において審議されていましたが、平成28年11月28日に公布され、これと併せて「技能実習制度」の対象職種へ介護職種が追加されることとなりました。

この「技能実習制度」に新たな職種を追加するためには、実習の成果が評価できる公的評価システムを構築することが求められます。このため、本調査研究事業においては、既存の「技能実習制度」の公的評価システムに求められる各種要件や、厚生労働省の在り方検討会の中間まとめの内容を踏まえ、介護サービスの質を確保しつつ、適切に技能移転を図ることのできる技能評価システムの在り方について検討を行いました。

検討にあたっては、「検討委員会」(委員長:小山秀夫兵庫県立大学大学院経営研究科教授)、及び「評価基準検討ワーキンググループ」(座長:田中彰子横浜創英大学看護学部看護学科教授)を設置するとともに、現場におけるヒアリングや試行試験等を実施しました。また、事務局運営において株式会社日本能率協会総合研究所にご協力いただきました。

本調査研究事業の実施にあたりご協力いただいた関係各位に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本調査研究事業の成果が、今後の技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムの構築の一助となれば幸いです。また、こうした日本の介護分野の技能移転により、これから高齢化を迎える諸外国における社会制度の構築や介護分野の質の向上に寄与できることを願ってやみません。

目 次

第1章 調査研究概要	1
1. 事業実施目的	2
2. 実施体制	3
(1)検討委員・評価基準検討ワーキンググループ名簿	3
(2)検討委員会・評価基準検討ワーキングの開催	4
3. 実施内容	5
第2章 介護分野における技能実習制度	7
1. 我が国の技能実習制度とは	8
(1)外国人技能実習制度の趣旨	8
(2)外国人技能実習制度の概要	8
(3)技能実習の流れ	8
2. 介護分野における技能実習制度について	10
(1)介護分野における技能実習制度の導入の背景	10
(2)技能実習制度へ介護職種を追加するにあたって	10
3. 介護分野における技能実習制度の作業の範囲について	11
第3章 技能評価システムのあり方	13
1. 適切な技能評価システムとは	14
2. 移転すべき介護業務(技能)の明確化	15
3. 評価試験の構成と各年のレベルのあり方	17
J · p	
4. 試験評価者について	18
	_
4. 試験評価者について	19
4. 試験評価者について5. 評価基準の考え方について	19 20
4. 試験評価者について	202122
4. 試験評価者について	
 試験評価者について	
4. 試験評価者について	
 試験評価者について	

(2)	認知症ケアについて	28
(3)	実技試験において現認評価が難しい項目について	28
(4)	禁忌事項について	29
第5章	実技試験方法の検討	31
1. 証	武験方法の検討	32
(1)	実技試験方法に関する主な検討事項	32
	評価方法の検討	
2. 註	式行試験(予備試験)の実施および実施後のヒアリング(調査2)	36
	試行試験(予備試験)および実施後ヒアリングの概要	
(2)	試行試験(予備試験)の結果	40
(3)	試行試験(予備試験)実施後のヒアリングについて	45
(4)	試行試験(予備試験)結果の考察	47
第6章	今後の課題	49
•	ば験実施の課題	
(1)	試験評価者について	50
• •	技能実習2号への移行試験について	
	平価項目(案)の課題	
	実技試験課題の事前公表について	
	評価方法について	
(3)	試験項目数について	52
• •	判断等試験について	
(5)	合格基準について	52
	その他	
	斗1. ヒアリング個票	
	公益社団法人国際厚生事業団へのヒアリング	
	施設へのヒアリング	
	【法人Aへのヒアリング結果】	58
	【法人Bへのヒアリング結果】	61
1	【法人Cへのヒアリング結果】	64
1	【法人Dへのヒアリング結果】	72
	【法人Eへのヒアリング結果】 ※法人Eの取組みに関してヒアリング	76
参考資料	以2.試行試験(予備試験)結果	80
参考資料	斗3. 試行試験(予備試験)実施後のヒアリング 個票	85
参考資料	斗4. 試行試験(予備試験)にて使用した資料	91

第1章 調査研究概要

第1章 調査研究概要

1. 事業実施目的

「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) において、外国人技能実習制度の下で移転すべき技能として介護分野の追加について検討すべきとされたことを受け、厚生労働省内に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」が設置され、平成 27 年 2 月 4 日に中間まとめが取り纏められた。また、「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015 年版(平成 27 年 2 月 10 日閣議決定)及び 2016 年版(平成 28 年 2 月 5 日閣議決定)において、質の担保等、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととされている。

外国人技能実習制度に職種を追加するには、実習の成果が評価できる公的評価システムがあることが求められており、介護サービスの質を確保しつつ、技能実習生に対し適切に技能移転を図ることのできる技能評価システムを確立することを目的として、当該システムのあり方等に関する検討を行った。

2. 実施体制

本事業では、評価項目の検討や外国人技能実習生に対し技能が移転されているかを評価するためのシステムを検討するにあたり、介護の現場の職業能力の評価における知見、評価・ 試験に関する知見、介護分野の日本語指導に関する知見等を有する専門家・識者等で構成される「検討委員会」を設置した。また、同様に「評価基準検討ワーキンググループ」を設置し、評価項目の作成・検討等を実施することによって委員会での検討課題とその論点を事前整理した。検討委員会では、ワーキンググループの検討結果を受けて、検討を行った。

(1)検討委員会・評価基準検討ワーキンググループ名簿

【検討委員会】(◎:委員長、委員五十音順、敬称略)

◎小山 秀夫 兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授

石本 淳也 公益社団法人日本介護福祉士会 会長

北浦 正行 公益財団法人日本生産性本部 参与

筒井 孝子 兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授

角田 隆 公益社団法人国際厚生事業団 専務理事

橋本 由紀江 一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事

原口 恭彦 広島大学大学院 社会科学研究科 教授

平川 博之 医療法人社団光生会 理事長

【評価基準検討ワーキンググループ】(◎:座長、委員五十音順、敬称略)

◎田中 彰子 横浜創英大学 看護学部 看護学科 教授

大夛賀 政昭 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 研究員

木下 隆志 芦屋学園短期大学 幼児教育学科 准教授

白井 孝子 東京福祉専門学校 副学校長

髙木 憲司 和洋女子大学 家政学群 家政福祉学類 准教授

中村 春基 一般社団法人日本作業療法士協会 会長

藤井 祐介 社会福祉法人信愛報恩会 本部人材開発室 主任

松下 能万 公益社団法人日本介護福祉士会 事務局次長

(2)検討委員会・評価基準検討ワーキンググループの開催

【検討委員会】

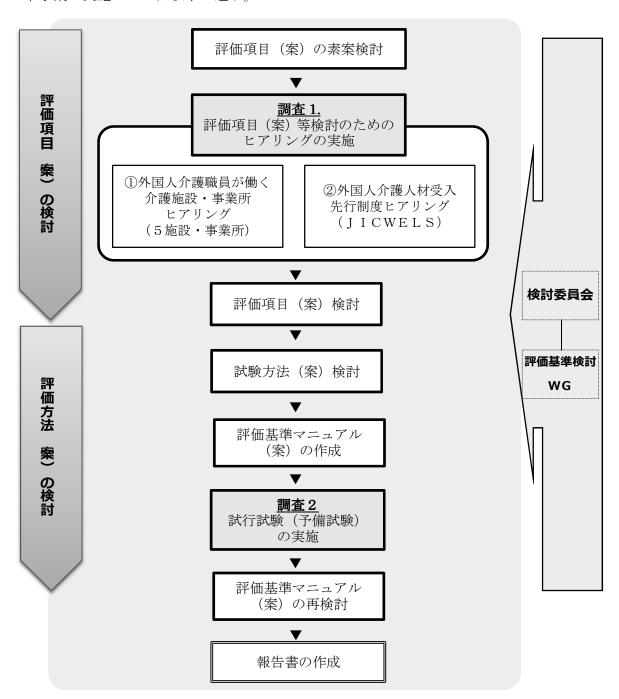
回	検討内容	日時
	・事業の概要説明、外国人技能実習制度に関する法律案の説明	
	・評価試験にあたっての論点整理	平成 28 年 12 月 1 日
第1回	- 試験実施方法について	10:30~12:30
	- 評価の考え方の整理等について	10 . 30 ~ 12 . 30
	- 各段階のレベル設定について	
	・実技試験実施方法について	
笠 0 同	- 実技試験の対象	平成 28 年 12 月 22 日
第2回	- 試験の実施場所	10:00~12:00
	- 試験評価者の選定	
答り同	・ 評価基準と評価方法について	平成 29 年 1 月 26 日
第3回	・計価差字と計価力伝についし	10:30~13:30
笠 4 同	・評価基準検討WGの検討結果の報告	平成 29 年 3 月 6 日
第4回	・ 検討委員会における意見のとりまとめ	14:00~17:00

【評価基準検討ワーキンググループ】

口	検討内容	日時
第1回	・事業の概要説明、外国人技能実習制度に関する法律案の説明	平成 28 年 11 月 21 日
第Ⅰ 凹	・ 介護技術に関する評価項目たたき台案の提示	10:00~12:00
第2回	・ 試験の対象とする項目の仕分け(必須業務、関連業務、周辺業務)	平成 28 年 12 月 19 日
第 ∠凹	・項目の追加や細分化の検討	10:00~12:00
	・技能実習で対象とする場合の「介護」のイメージと考え方の整理	
	・試験の対象とする項目の検討	平成 29 年 1 月 10 日
第3回	・年度ごとの実技試験範囲(到達点)の検討	
	・ サービス種別によって評価できない項目の検討	16:00~18:00
	・ 禁忌事項の取り扱いについて	
笠 4 同	・ 必須業務(実技試験範囲)項目ごとの判断基準作成と項目の整理	平成29年2月2日
第4回	・施設の環境に関する項目追加とICFとの整理について検討	15:00~18:00
	・ 必須業務以外の評価項目(学科試験範囲)の項目ごとの判断基準	亚比 20 年 2 日 20 日
第5回	作成と項目の整理	平成 29 年 2 月 28 日
	・試行試験(予備試験)を受けて、実技試験実施方法や項目の検討	15:00~18:00

3. 実施内容

本事業の実施フローは以下の通り。



調査1:外国人介護職員が働く介護施設・事業所へは、外国人介護職員の採用や教育体制、行っている介護行為 の内容(特に身体介護について)等のヒアリングを実施した。JICWELSへは、EPAに基づく介 護福祉士候補者の制度概要や学習支援等についてヒアリングを実施した。

調査2:外国人介護職員が働く介護施設にて、検討を行った評価システムや評価項目について試行試験(予備試験)を実施した。

第2章 介護分野における技能実習制度

第2章 介護分野における技能実習制度

1. 我が国の技能実習制度とは

(1) 外国人技能実習制度の趣旨

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識(以下「技能等」という。)を修得させようとするニーズがある。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れ、産業上の技能等を修得してもらうのが「外国人技能実習制度」である。この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている。

(※公益財団法人国際研修協力機構 HP「外国人技能実習制度」の趣旨より)

(2) 外国人技能実習制度の概要

技能実習制度は、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟 を内容とするものである。受け入れ方式は、企業単独型と団体監理型に大別される。

団体監理型の場合、技能実習生は入国後に講習(日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義等)を受けた後、実習実施機関との雇用関係の下で実践的な技能等の修得を図る。 企業単独型の場合も講習の実施は必要であるが、実施時期については異なる。

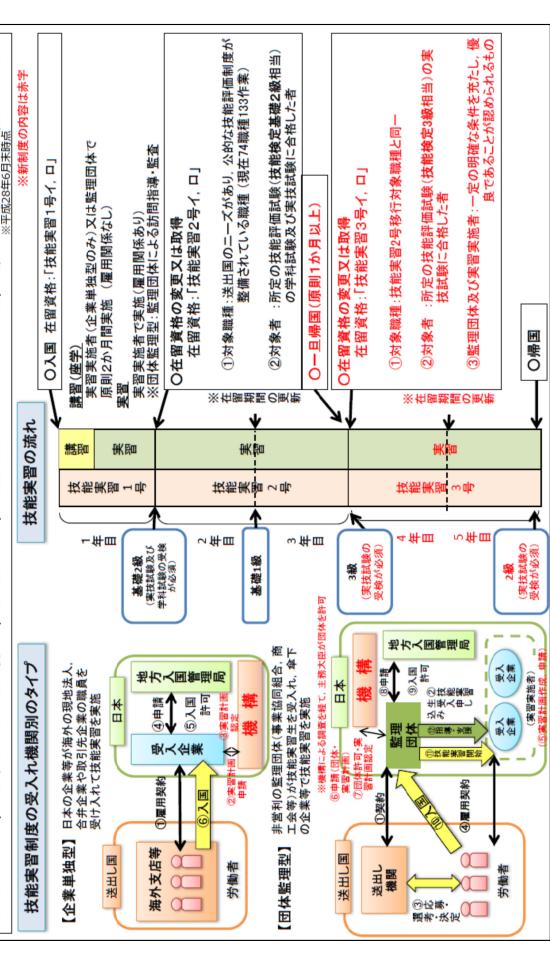
技能実習生は、技能修得の成果が一定水準以上に達していると認められる等して「技能実習2号」や「技能実習3号」への変更許可を受けることにより、最長5年間の技能実習が行える。

(3)技能実習の流れ

技能実習生は、技能実習1号修了時に、移行対象職種・作業についてそれぞれ技能検定基礎2級等(技能検定3級)に合格し、在留資格変更許可を受けると技能実習2号(技能実習3号)へ移行することができる。この場合、技能実習1号で技能等を修得した実習実施機関と同一の機関で、かつ同一の技能等について習熟するための活動を行わなければならないとされている。

を制して

- 0 J Tを通じて技能を (最長5年間) に限り受け入れ, 定期間 開発途上国等の外国人を日本で一 平成5年(1制度創設) 国際貢献のため, ±6 移転する制度。)技能実習制度
- 現在全国に約21万人在留している。 ※平成28年6月末時点 労働関係法令等が適用されており, 雇用関係の下, 入国直後の講習期間以外は, 技能実習生は,



厚生労働省 HP「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)について」 [技能実習制度の仕組み (新制度の内容を含む。).

4

2. 介護分野における技能実習制度について

技能実習制度は先のとおりであるが、「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版(平成 27年2月10日閣議決定)等)に基づき、質の担保等、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種へ介護職種の追加を行うこととされた。

(1) 介護分野における技能実習制度の導入の背景

技能実習制度の対象職種への介護職種の追加については、技能実習制度の趣旨に沿って「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的」とするものであり、介護人材の不足への対応を目的とするものではない。日本は他国と比較して、高齢化が急速に進展し、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応しており、海外からは日本の介護技術を取り入れようとする動きも出てきている。こうしたことを踏まえれば、日本の介護技術を他国に移転することは、国際的に意義のあるものであり、技能実習制度の趣旨にも適うものである。

(※社援発1128第6号「外国人技能実習制度への介護職種の追加等について(通知)」)

(2)技能実習制度へ介護職種を追加するにあたって

技能実習制度に新たに職種を追加するためには、技能の修得等の程度を測る公的評価システム(「技能実習評価試験」又は「技能検定」)が必要となる。当該職種が技能検定に該当がない場合には、業所管省庁が同意していることを前提に、当該職種に関する技能実習評価試験を整備することとされており検討が行われた。

また、基本的な考え方は、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」 (平成27年2月4日)の内容を踏襲しており、下記3点を踏まえ、技能実習生に対し適切に 技能移転をはかることのできる評価システムの確立を目的としている。

- 1)介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること。
- 2) 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の 改善の努力が損なわれないようにすること。
- 3) 介護は対人サービスであり、また、公的財源に基づき提供されるものであることを踏まえ、 介護サービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。

引用)「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」

3. 介護分野における技能実習制度の作業の範囲について

技能実習の職種・作業の範囲においては、製造業の生産現場において多能工化が進み、多様な作業が行われているとの実態を踏まえ、平成22年1月に改正された「技能実習制度推進事業運営基本方針(厚生労働大臣公示)」において、「技能実習計画には、『移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等』(下記「必須作業」により修得)に加えて、当該職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事しているものとして、『関連する技能等』(下記「関連作業」により修得)を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、関連する技能等の修得にあてる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とする。」とされ、関連する複数の職種・作業についても技能実習計画に含めたうえで実習することができるようになった。

それぞれの作業の概要については以下のとおりであるが、制度本旨である技能移転を達成するには、技能実習制度の考え方に沿って対応することが適当であるが、介護については、従来のものづくり等の対物サービスと性格が異なることから、「作業」ではなく「業務」として整理し(「外国人介護人材に受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」)、移転すべき介護業務の具体的な内容を明示することが必要となった。

作業名	内 容	実習計画に 含まれる割合
必須作業	技能実習生が技能等を修得するために必ず行わなければならない作業。	おおむね半分以上
関連作業	「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の 生産工程において行う可能性がある作業のうち、必 須作業には含まれないが、その作業が必須作業の技 能等向上に直接又は間接的に寄与する作業。	おおむね半分以下
周辺作業	「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の 生産工程において通常携わる作業のうち、必須作業 及び関連作業に含まれない作業。	3分の1程度以下

※「公益財団法人国際研修協力機構」HP 「技能実習の職種・作業の範囲についての公表」より

第3章 技能評価システムのあり方

第3章 技能評価システムのあり方

1. 適切な技能評価システムとは

厚生労働省能力開発局(2016年12月16日)パブリックコメントにおいて、評価システムの要件として「試験内容及び方法が、試験職種に係る技能等の習慣等の程度を測るものとして適正、客観的かつ公正であること」と示されているが、「介護」には評価に関する既存の枠組み(技能検定又はこれに代わる公的評価システム)が予め確立されていないことから、新たな公的評価システムを構築する必要がある。

また、従来の技能実習制度においては、ものづくり等の対物サービスが中心であり、介護は対人サービスであるため、従来のそれとは根本的に異なることを理解しておかなければならない。

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」において、適切な評価システムの構築にあたっては、介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めて、移転の対象と考えることが適当であるとされた。

これらを踏まえ、介護分野における技能評価においては、技能実習生の受入機関が技能実習生に対して実践力としての介護技術を教え、実技試験の評価にあたっては、技能実習の成果として、利用者の自立支援を実現するため、利用者の状態に応じた介護行為を行えているかどうかを評価すべきであるとした。

2. 移転すべき介護業務(技能)の明確化

先に述べたとおり、介護は対物サービスではないことから、従来の技能実習制度における 技能とは性格が異なる。移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化について「外国人介 護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」では、下記のとおり整理されている。

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ (抜粋)」

【移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化】

- 介護については、従来のものづくり等の対物サービスと性格が異なることから、「作業」ではなく「業務」として整理し、 移転すべき介護業務の具体的な内容を明示することが必要である。
- 移転の対象となる「介護」業務が、単なる物理的な業務遂行とならないよう、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられたものと位置づけることが重要である。特に、認知症については我が国の介護技能の特徴をなすものであり、また国際的にも技能ニーズが高まることを踏まえ、関連する知識等の理解を伴うものとすることが重要である。
- 上記の考え方の下、「介護」業務については、次のように類型化すべきである。

必須業務:身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)

関連業務:身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)

周辺業務:その他(お知らせ等の掲示物の管理等)

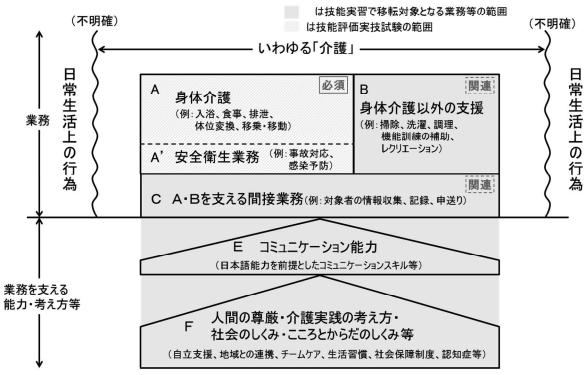
上記をふまえ、移転の対象となる「介護」業務は、単なる物理的な業務遂行とならないよう、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられたものと位置づけることが重要であること、さらには、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく介護行為であることとされた。

技能実習生に技能を習得させるための実習計画には、各業務に安全衛生業務を 10%程度含むこととされている。介護分野における安全衛生業務として「事故対応」と「感染予防」を 定めることとした。

さらに、中間まとめでは「必須業務」「関連業務」「周辺業務」として整理はされなかったものの、介護は、一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられたものと位置づけることが重要であるとされている。特に、認知症ケアについては我が国の介護技能の特徴をなすものであり、また国際的にも技能ニーズが高まることを踏まえ、関連する知識等の理解を伴うものとすることが重要であるとされ、よって介護職種においては、「必須業務」「関連業務」「周辺業務」とは別に、関連する知識等の理解に裏付けられたものとの位置づけが明確化されるよう「業務を支える能力・考え方等」を設けた。

これらをイメージとしてあらわすと次のようになる。

技能実習で対象とする場合の「介護」のイメージ



※厚生労働省 社会・援護局において作成した資料をWGで加工

※周辺業務に関しては、介護は日常生活上の行為であるであることから、どこまでが「介護」であるという明確な 線引きができないため、イメージ図に表していない。

また、上記を具体的項目ごとに大項目・中項目として整理すると下表のとおりとなる。

業務	大項目	東日として登理すると下衣のとわりとなる。 中項目
必須業務	身体介護	・入浴・食事・排泄・衣服の着脱・体位変換・移乗・移動・利用者の特性に応じた対応
	安全衛生業務	・感染予防 ・事故対応
関連業務	身体介護以外の支援	・掃除、洗濯、調理・機能訓練の補助・レクリエーション・情報収集・記録・報告
周辺業務	その他	・用品管理
業務を支える能力・考え方等		・心身機能・身体構造の理解・日本文化・社会の理解・対人関係・コミュニケーション

3. 評価試験の構成と各年のレベルのあり方

評価試験は、実技試験と学科試験で構成されている。学科試験においては、後に定める各年の具体的な業務の到達水準をもとに知識を問うものとなる(次章で「評価項目(案)」として提示)。実技試験に関しては、技能実習生が実際に介護行為を行っている場面を現認し、技能が適切に移転されているかどうかを評価する。

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」において、1年目の技能 実習生の到達水準は、「指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践 できるレベル」と示しており、限られた期間で習得可能なレベルを想定し、1年目、2年目 においては「指示の下」という文言が含まれている。以降の各年の到達水準は下表のとおり である。

<各年の到達水準>

※「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」

年次	到達すべき目安
1年目修了時点	指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル
2年目修了時点	指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル
3年目修了時点	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護
	を一定程度実践できるレベル
F 左 日 校 7 庄 上	自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護
5年目修了時点	を実践できるレベル

さらに、この中間まとめを踏まえ、実技試験における各年の評価のあり方を下表のとおり整理した。これまで「指示」に関しては、明記されていなかったが、技能実習生が働く実習実施機関に在籍しており、かつ技能実習生を指導する立場にある「実習指導者」の指示とした。技能実習の建付けが、試験評価者は評価する立場の者であり、介護業務の指示を出す等の業務を行うことを想定していないこともあり、1年目、2年目の実技試験に関しては、試験評価者は、技能実習生が実習指導者の指示を受けての業務遂行状況を評価することとした。

<各年の評価のあり方>

年次	到達すべき目安
1年目	実習指導者の具体的な指示を受けての業務遂行状況を評価
2年目	実習指導者の指示を受けての業務遂行状況を評価
9年日	実習指導者の指示を受けない状況下での業務遂行状況を評価するとともに、その行為を
3年目	行う目的の理解を評価
5 年日	実習指導者の指示を受けない状況下での業務遂行状況を評価するとともに、行った行為
5年目	を選択した根拠の理解を評価

4. 試験評価者について

実技試験では、技能実習生が実際に介護行為を行い、移転すべき技能が習得されているかについて専門的に評価することとなる。また、入国後の「各年の評価のあり方」については、前頁のとおり到達すべき目安を定めたところであるが、試験評価者については、以下の資質が求められるものと考えられる。

- 「介護」及び「介護現場」に精通し、エビデンスに基づく高い専門知識を持っていること
- 利用者(要介護者)の状態像に応じた、身体介護技術を有すること
- 利用者(要介護者)の状態像に応じて、必要とされる介護内容の把握が適切に行えること
- 技能実習生の介護行為について、その介護行為が利用者の状態に応じたものであるかを見極める判断力を有すること
- 行われている介護行為に対する、観察力を有すること
- 公平・中立な立場で、客観的に判断することができること
- 技能実習制度において試験評価者に求められる要件をみたすこと等

これらの資質を有する者としては、介護福祉士や保健師、助産師又は看護師等の資格を取得した後、一定の実務経験がある者が求められる。また、自らが実践できることと「評価」を行うことは異なるため、介護や看護等の現場で実習生の指導や職場におけるOJT等指導の経験を有する者が望ましい。

こうした試験評価者に求められる資質を満たすものとして、検討委員会においては、介護 プロフェッショナル・キャリア段位制度の評価者(アセッサー)の持つスキルを活用する方 向で試験評価者を養成していくことが適当であるとされたところである。

(参考)

アセッサー講習受講要件

アセッサー講習を受講できるのは、次のいずれかの要件を満たした方です。

1 介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者(介護福祉士養成実習施設実習指導者 I の要件を満たす者)

実技試験に係る介護福祉士試験委員の要件に該当している者。具体的には、以下のいずれかに該当する者。

① 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後 10 年以上実務に従事した経験等を有する者

② 介護福祉士養成施設等(社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設)において介護の領域の科目を5年以上教授又は指導した経験を有する者

4 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した者(介護技術講習指導者の指導者の要件を満たす者)

5 サービス提供責任者、主任等(チームやユニットを管理・運営し、部下に対して指導・助言を行う役職に就いている者)又は介護部門のリーダー(課長(係長)、フロアリーダー等)

5. 評価基準の考え方について

試験評価者は、技能実習生が行う介護行為を評価するが、その際の評価基準は明確にする 必要がある。そのためには、技能の習得の考え方を理解しておくことが必要であり、下記に 考え方を示した。

<習得の考え方>

・ **小項目**(例:「顔の清拭ができる」「手浴ができる」等) ※小項目の詳細については次節に示す 移転すべき介護技術として技能実習生が修得していなければならない技術(OJTで身につけた 介護技術)(can: ~ができる)

チェック項目

試験評価者が確認すべき技能実習生の介護行為(do)の項目であって、小項目で求める介護技術の意義や必要性を理解した上での介護行為として、確認しなければならない項目。

(したがって、単なる介護行為ではなく小項目が求める技術レベルを包含した介護行為として確認できるものでなければならない。)

· 確認ポイント

介護行為としてのチェック項目 (do) が、小項目の求めるレベルに達している(習得できている) と判定できる根拠となる基準。このため、チェック項目と連動していなければならず、主観的な ものではなく、客観的に事実確認ができる基準でなければならない。

また、介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく 行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解を含めた試験内容にする必要がある。 そのためには、技能実習生が実際に介護行為を行っている場面を現認することが原則である。

今後作成される、入国後に使用する研修用のテキスト(監理団体)、「技能実習計画」(実習 実施機関)、「評価者講習テキスト」(試験実施機関)等につては、それぞれの特性を活かしつ つも、内容等については、評価基準をベースに作成し、技能実習生、実習指導者、及び試験 評価者等に対して技能の周知を図っていくべきである。(本調査研究事業において別冊に「評価基準マニュアル(案)」を作成)

6. 実技試験実施方法(被介護者)について

実技試験において、必須業務である身体介護業務を評価するにあたり、試験実施時の被介護者をどのようにするかが重要となる。具体的には、利用者に対して行う身体介護業務を現認して評価するのか、人形やモデルを利用者に見立てて行う身体介護業務を現認して評価するのかである。

そもそも技能実習制度における実技試験は、「技能」が適切に移転されているかを評価する ものである。介護分野においては、単なる作業の遂行を評価するものではなく、利用者の自 立支援を実現するための思考過程に基づく行為が行われているかを含めて評価を行う必要が あり、個々に異なる利用者の状態像に応じた介護行為を行えるかどうかを評価することが求 められる。

これらを踏まえ、検討委員会ではいくつかの方法について検証した。①人形を利用者に見立てて行う場合は、介護において欠かせない利用者への声かけや同意確認等のコミュニケーションや状態像の再現性がない。さらに、自立支援を意図した介護の評価ができないといった点があげられた。

次に、②モデルを利用者に見立てて行う身体介護業務を評価する場合は、モデルに対して詳細な利用者の状態像を設定する必要がある。検証の結果、モデルや技能実習生が事前に詳細な状態像を理解しなければならないという負担が課題となった。また、技能実習生が目指す到達水準は、「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できる」であるのに対し、モデルは決められた動作しか取らないため、技能実習生が被介護者の心身の変化に合わせた介護を実践できることを評価することはできない。さらに、モデルの準備、状態像を理解させるための教育等にも負担が生じることが課題となった。

これらの検証結果から、介護の特性に鑑み、利用者の心身の状況に応じた介護の実践レベルを評価するためには、原則として、利用者に対して行われる身体介護業務を評価することが適当であるとされた。

ただし、技能実習1号から2号へ移行するための基礎2級試験(1年目)の実技試験は、(在留資格の更新手続き等の関係から)入国後10か月程度と滞在期間が短いこと、又「実習指導者の具体的な指示を受けての業務遂行状況を評価」とするため、どのような取り扱いにするのが適切か、検討が必要であるとされた。これらを踏まえて、試行試験(予備試験)を行い課題を明確にすることとした。

第4章 試験評価項目(案)の検討

第4章 試験評価項目(案)の検討

我が国では、1990年代の初めから、介護職の業務の内容を専門職以外が観察しても記述できるようにするために、介護職が提供した行為ごとに、これを明文化し、分類することができるトータル・ケア・コード (T.C.C) 1が開発されてきた。この介護業務分類コード等を参考に、評価基準検討ワーキンググループにおいて、実技試験・学科試験の範囲となる必須業務、学科試験の範囲となる関連業務や周辺業務等の評価項目について検討を行い、ヒアリング結果をもとに項目の難易度やレベル感の見直しを図った。

1. ヒアリング調査(調査1)

技能実習生の技能の到達水準については、前章にて示したとおりである。必須業務(実技試験の対象)の介護行為(中項目)、さらに評価項目としての具体的な介護行為(小項目)によって難易度が異なると推測されるため、実際に介護現場で働く外国人介護職員が携わっている業務や、法人の人材育成制度をヒアリングにて確認した。それらを踏まえ、実技試験で問うための到達レベルに合うよう評価項目の中でグラデーションを設定することとした。

また、外国人介護職員の雇用にあたっての実情や、現場での指導にあたっての留意点、技能の習得状況等についても確認し、評価項目検討の参考とした。

(1)評価項目(案)検討のためのヒアリングの実施概要

①外国人介護職員が働く介護施設・事業所へのヒアリング (5 施設・事業所) 外国人介護職員を雇用している医療・介護サービス事業所を選定

	地域	施設規模		施設(法人)概要/選定理由
法人A	首都圏	複数の市にまたがり医	•	特養、地域密着型認知症対応型共同生
	(23区・多摩地区	療・介護サービスを展開		活介護、特定有料老人ホーム、サ高住
	等)			等の施設を保有(系列に病院あり)
			•	永住権を持つ外国人介護職員が就労
法人B	首都圏	ひとつの市内で医療・介	•	老健、居宅介護支援事業所当施設を
	(多摩地区)	護サービスを展開		保有(系列に病院あり)
			•	EPA介護福祉士・候補者が就労
法人C	東海	複数の市、県をまたぎ医	•	特養、老健、経費老人ホーム、ケア
		療・介護サービスを展開		ハウス、障害者支援施設、サ高住等
				の施設を保有
			•	74名の外国人介護職員が就労

_

¹ T Tsutui, S Higashino. Development of Tsutui Total Care Code: revealing the nature and quantity of care services provided in Japan Fields of nursing care, long-term care, and childcare services. 経営と情報 2011; 23(2): 23-50

法人D	首都圏	複数の市にまたがり医	•	特養、老健、居宅介護支援事業所等		
	(23 区)	療・介護サービスを展開		の施設を保有		
			•	留学生がパートとして就労		
法人E	東海	複数の市にまたがり医	•	障害者支援施設・認可保育園・特養・		
		療・介護サービスを展開		老健等の施設を保有		
			•	10 名の外国人介護職員が就労		
			•	EPA介護福祉士候補者が就労		

主なヒアリング項目

外国人介護職員の技能習得	・ 入職後最初にかかわる業務内容
について	身体介護を任せられるようになるまでのおおよその期間
	・身体介護業務の難易度
外国人介護職員の受け入れ	・ 採用してみての気付き・現状等
体制・育成体制	・ 育成の仕組み
	・ 指導にあたって留意していること
	・必要な日本語能力
	・ 文化の違いへの対応例
その他	・ 外国人介護職員が判断・理解しにくい評価項目とその理由

②公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) へのヒアリング

主なヒアリング項目

EPAの枠組について	あっせんについて就労開始前後の流れ
EPA介護福祉士候補者のレベ ル感について	・ 日本語能力について・ 介護技術について
外国人への学習支援について	・ 外国人への学習支援について

(2)ヒアリング調査のまとめ

【技能の習得に向けた考え方】

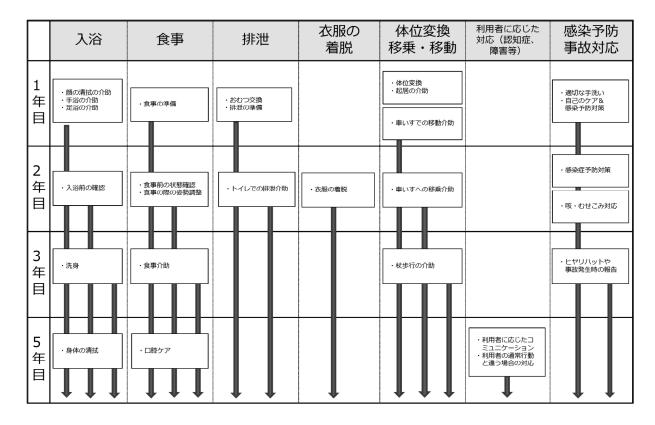
入浴介助	・ 日本人スタッフが見守っていれば、難易度は高くない
衣服の着脱	・「脱衣の際に、健側から患側の順番で行ったか」は初期の段階でも可能
食事介助	 ・比較的容易に介助できる(咀嚼できる・飲み込みが良い・誤嚥の可能性がない)利用者であれば、食事介助の難易度は低い ・口腔ケアの難易度は高い。また、認知症の場合は別に考える必要がある ・「声をかけたり肩を叩いたりする等して、利用者の覚醒状態を確認したか」は難しく、5年目が妥当。指示があれば「とろみつけが必要とされる利用者の食事に、とろみがついていることを確認したか」「禁忌食の確認をしたか」
	等はルーチンワークであれば、また「食べやすい座位の位置や体幹の傾きはないか等座位の安定を確認したか」も3年程度で習得が可能
排泄介助	 ・ルールの決まっているおむつ交換は最低限の声かけと確認ができれば可能だが、拘縮や褥そうのある場合は難易度が変わる。また、日本人でも「しわがないように整える」は心配がある ・トイレ誘導は、立位がしっかりし、尿意・便意を訴えることができ、見守りをすればよい人から始め、徐々に難易度を上げる ・「排泄の間隔を確認したか」は、ルーチンワークの部分と訴えがあったときに行う部分があるため、ある程度の熟練が必要で3年では難しい
移乗・移動/ 体位変換	・ 移乗の難易度は高い ・ 独歩で転倒リスクのある人の付き添いは難しい。杖歩行介助は利用者の状態 像に合わせる必要があるため難易度が高い ・ 体位変換の難易度は高くない

2. 技能評価試験の範囲

ヒアリング結果を参考に、評価基準検討ワーキンググループにて評価項目(案)を検討した。とくに必須業務である身体介護業務と安全衛生業務については、何年目修了時に実技試験を行うかと、その時の求められる到達水準を示したものであり、実習実施機関の技能実習生に対する育成方針やスケジュールを妨げるものではない。目安としての到達水準を設けたものである。

(1) 必須業務におけるレベル感について

中項目(例 入浴、食事等)ごとに分類し、その中の小項目(例 顔の清拭の介助等)ごとのレベル感を整理すると、以下の通りとなる。



<レベル感を設定する上での主な検討事項>

- ・入浴介助の「洗身」については、入浴時の職員の人数は比較的どこの施設でも多くフォローしやすいというヒアリング結果ではあったが、その一方で、利用者の転倒等事故も多く、また入浴時は利用者の体調異変も発生しやすい状況のため、技能実習生が直接関わる身体介助としては難易度が高いとし、3年目以降とした。
- ・食事介助は嚥下障害等のない利用者であれば比較的難易度は低いということであるが、その一方で、誤嚥等の事故が命に関わるという意見もあったことから、1年目、2年目においては食事に入る前の「食事の準備」や「姿勢調整」等を設定し、直接的な介護行為は3年目以降とした。
- ・「おむつ交換」「体位変換」「起居の介助」は、介助の手順がある程度決まっていることから、 1年目から評価が可能と判断した。
- ・「杖歩行」は利用者が独歩であるため転倒等の事故リスクがあり、難易度は高いと判断し3 年目以降に設定した。

(2)試験項目(案)

							レベル設定			
1	業務分類			中項目	No		1年目	2年目	3年目をに自	5年目をに自
		験内	大項目			小項目	ル従って、基本的な介護を指示の下であれば、決め、	ベルに応じた介護を、一定程は指示の下であれば、利用は	を一定程度実践できるレベルに基づき、利用者の心身の状に基づき、利用者の心身の状日ら、介護業務の基盤となる	で実践できるレベルに基づき、利用者の心身の状日ら、介護業務の基盤となる
							実践できるレベ	度実践できるレ	(況に応じた介護を)	∜況に応じた介護
					1	顔の清拭の介助ができる	•	•	•	•
					2	手浴の介助ができる	•	•	•	•
				入浴	3	足浴の介助ができる	•	•	•	•
				N/d	4	入浴ができるか利用者の状態を確認できる		•	•	•
					5	洗身ができる(浴槽に入ることを含む。)			•	•
					6	身体の清拭ができる				•
					1	食事ができるか利用者の状態を確認できる	•	•	•	•
				食事	2	食事をする際の姿勢調整の介助ができる	•	•	•	•
					3	食事の準備を行うことができる		•	•	•
		_			4	食事介助ができる			•	•
		実技 + 学科	身体介護 (イメージ図 A)		5	口腔ケアができる				•
				排泄	1	排泄の準備を行うことができる	•	•	•	•
					2	おむつ交換を行うことができる	•	•	•	•
業	必須				3	トイレ(ポータブルトイレ)での排泄介助ができる		•	•	•
務	₩-			衣服の着脱	1	衣服の着脱ができる		•	•	•
				体位変換	1	体位変換ができる	•	•	•	•
					2	起居の介助ができる	•	•	•	•
				移乗・移動	1	車いすを用いての移動介助ができる	•	•	•	•
					2	車いすへの移乗ができる		•	•	•
					3	杖歩行の介助ができる			•	•
				利用者特性に 応じた対応	1	利用者特性に応じたコミュニケーションができる				•
				(認知症 障害等)	2	利用者がいつもと違う行動(攻撃的行動、突発的行動、対応が 困難な行動等)を行った場合に対応できる				•
				感染予防	1	適切な手洗いができる	•	•	•	•
		実技	を を を を を を を を を を を を を を		2	健康上のリスクへの対応と疾病の予防のために必要なことを行うことを意識したうえで、自己のケア及び感染予防対策ができる	•	•	•	•
		+			3	感染症予防対策ができる		•	•	•
		学	(イメージ図 A')	****	1	咳やむせこみに対応ができる		•	•	•
	科		事故対応	2	ヒヤリハットや事故発生時の報告ができる			•	•	

								レベル	設定	
1							1年目	2年目	3年目	5年目
	業務分類		大項目	中項目	No	小項目	ル(だって、基本的な介護を実践できる)がって、基本的な介護を実践できる。 指示の下であれば、決められた手順	ベル に応じた介護を、一定程度実践でき 指示の下であれば、利用者の心身の	を一定程度実践できるレベルに基づき、利用者の心身の状況に応じたに基づき、利用者の心身の状況に応じた自ら、介護業務の基盤となる能力や考え	を実践できるレベルを実践できるレベルの観楽務の基盤となる能力や考え自ら、介護業務の基盤となる能力や考え
1							レ等 べに	る状レ況	介方 護等	介方 護等
			身体介護以外の支援 (イメージ図 B, C)	掃除、洗濯、調理	1	利用者の生活支援のための掃除、洗濯等ができる	0	0	0	0
					2	ベッドメーキング・シーツ交換ができる	0	0	0	0
業	務 務				3	3 利用者の状態に応じた居室環境整備ができる		0	0	0
務				機能訓練の補助 レクリエーション	1	施設における身体介護以外の日々の活動で機能訓練の補助、 レクリエーション等の見守りや補助ができる	0	0	0	0
				情報収集	1	利用者個人個人を認識できる	0	0	0	0
					2	利用者の変化について、必要な情報を収集できる	0	0	0	0
		学科		心身機能・身体構造 の理解	1	こころとからだのしくみが理解できる	0	0	0	0
業務			コミュニケーション能力 人間の尊厳 介護実践の考え方 社会のしくみ こころとからだのしくみ等 (イメージ図 E、F)	日本文化・社会の理解	1	介護に必要な利用者の生活習慣等を理解できる	0	0	0	0
業務を支える					2	適切な身支度ができる(実習実施機関のルールに従って)	0	0	0	0
る能力	能				3	適切な勤務態度である(実習実施機関のルールに従って)	0	0	0	0
				対人関係	1	利用者やその家族、職場のスタッフと適切な関係を持つことができる	0	0	0	0
た 方等				コミュニケーション	1	話し言葉やジェスチャー、書き言葉を理解できる	0	0	0	0
				コミューソーション	2	話し言葉やジェスチャー、書き言葉を使うことができる	0	0	0	0

3. 評価基準マニュアル(案)の作成

評価項目に沿って、評価基準マニュアル(案)の作成を行った。この評価基準をベースとして、試験評価者、実習指導者、外国人技能実習生がそれぞれが活用できるものとする。 →別冊「評価基準マニュアル(案)」

4. その他

(1) ICFとの関連性について

技能実習制度は、技能実習生が日本で技能を学び出身国に持って帰るとともに、両国のグローバル化も進めることとなるため、技能移転の対象とする場合の「介護」のイメージを理解してもらうためにも、ICFという世界共通の標準化されているものを使い整理する必要があると考え、ICFの考え方を踏まえ評価項目を作成した。

I C F (International Classification of Functioning, Disability and Health)

人間の生活機能と障害に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類するものであり、人間の生活機能と障害について「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの次元及び「環境因子」等の影響を及ぼす因子で構成されており、約1,500項目に分類されている。

引用:「国際生活機能分類-国際障害分類改訂版-」(日本語版)の厚生労働省ホームページ

(2)認知症ケアについて

「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」において、認知症ケアについては我が国の介護技能の特徴をなすものであり、また国際的にも技能ニーズが高まることを踏まえ、関連する知識等の理解を伴うものとすることが重要であるとされた。しかし、実習実施機関によっては認知症の利用者がいないことも考えられ、認知症については知識として習得することは重要であるが、実習実施機関には高齢者施設、障害者施設、病院等様々あり、また介護は利用者の特性に応じたものであることから、認知症に特化した項目は設定しないこととした。

認知症については、「利用者特性に応じた対応」という項目に含め、各々の実習実施機関の利用者の特性に応じて習得することとした。

(3) 実技試験において現認評価が難しい項目について

プライバシーへの配慮が必要な項目(例 入浴やおむつ交換等)や、突発的事象の項目(例 感染症予防、事故対応等)に関しては、状況や写真等を提示して、それに対する判断や行動等を行わせる判断等試験として実施することも考えられる。

(4)禁忌事項について

介護職員が、医行為等の禁忌事項等を定める法令等を遵守することは当然であるが、これらについては実際の介護現場に入る前の講習で学習・確認されるべきものであること、介護業務に入る前に実習実施機関にて教育されるべきものであることから、禁忌事項の理解については評価試験の対象としないこととする。

第5章 実技試験方法の検討

第5章 実技試験方法の検討

これまで、ヒアリング調査等の結果をもとに検討を重ねてきた評価試験実施方法及び評価項目について、試験実施における課題等を明確にするため、試行試験(予備試験)を実施した。

実施にあたっては技能実習1号から2号へ移行するための基礎2級試験(1年目)の実技 試験を想定した。基礎2級の実技試験を想定した理由として、介護の特性に鑑み、利用者の 心身の状況に応じた介護の実践レベルを評価するために、利用者に対して行われる身体介護 業務を評価することが適当であるとしたが、基礎2級試験の評価レベルを「実習指導者の具 体的な指示を受けての業務遂行状況を評価」としていることもあり、モデルを用いた試験実 施も含め、それぞれの利点や課題等の検証を行うためである。

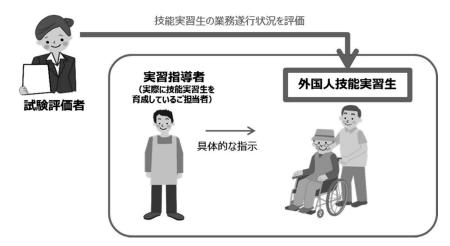
1. 試験方法の検討

(1) 実技試験方法に関する主な検討事項

評価基準検討ワーキンググループにおいて、実技試験方法の検討を行った。実技試験方法における主な検討事項は以下のとおりである。

試験評価者	評価方法について
実習指導者	実技試験における実習指導者の「指示」について
	1年目が修了となる際に受検する基礎2級試験の評価レベルを「実習
	指導者の具体的な指示を受けての業務遂行状況を評価」としているこ
	とから、実習指導者の「指示」をどのようにするか。
被 介 護 者	介護行為を評価する際の被介護者について
	移転すべき技能は、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基
	づく介護行為であることを踏まえる一方、在留資格の延長手続き等を
	要することから基礎2級試験は入国後10か月程度で受検となるため、
	実技評価試験で技能実習生の介護行為を評価する際の被介護者を、利
	用者とするのか、モデルとするのか。

※本章においては、外国人介護職員のことを「技能実習生」と表記する。



(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

(2) 評価方法の検討

試験評価者の評価	以下の2つの案について検討した。			
の方法	【チェック表①】介護行為が決められた手順通りにできているかを確			
	認するチェック表を作成し、出来ていればチェックする。			
	【チェック表②】実習指導者の指示内容を理解することができている			
	か、理解していればそれに沿う行動が取られていることをチェック			
	その上で行った介護内容が適切であるかをチェックする。			
実習指導者の指示	基礎2級試験の評価レベルは「実習指導者の具体的な指示を受けての			
	業務遂行状況を評価」としていることから、技能実習指導者の「指示」			
	の出し方について以下の2つの案について検討した。			
	【Aパターン】評価基準マニュアル(案)には、技能を習得できてい			
	るかを判断するチェック項目及び確認ポイントを示しており、このチ			
	ェック項目に沿う形で作成した「試験項目読み上げリスト」を用いて			
	介護手順を読み上げることで指示を行う。			
	【Bパターン】技能実習生は入国後すぐに2か月間の講習を経てから、			
	約8か月間にわたり実習実施機関で技能習得に努めた後に受検するこ			
	ととなることを鑑み、一つひとつ介護行為の手順を指示するのではな			
	く、実習指導者が利用者の状態像に沿う介護行為を判断し、その介護			
	行為を行うよう技能実習生に指示する。			
被 介 護 者	以下の2つのケースについて検討した。			
	・利用者を被介護者として、技能実習生の介護行為を評価する場合			
	・モデルを被介護者として、技能実習生の介護行為を評価する場合			

①試験評価者の評価の方法

【チェック表①】例:顔の清拭

※判断基準は本書においては確認ポイントのこと

実技試験評価項目(チェック表①) (A、Bパタ・					
No ·	小項目	チェック項目	項目 判断基準 (あてはまる場合は習得できていない)		
「白」	本介 部	#1			
	入浴	~•			
1	顔の	清拭の介助ができる			
		1 利用者にとって、適切な温度のタオル等を準備できたか	✓ 温度の状態を確認していない。		
	•		✓ 目尻から拭く。		
		2 目頭から目尻に向けて拭けたか	∨ 同じ面を2度使って拭く。		
			v こするように拭く。		
			✓ しわを意識せずに拭く。		
		3 額から鼻、頬、鼻の下、口の順で拭けたか	✓ 上下にこするように複数回拭く。		
			✓ 口の周りの汚れがとれていない。		
		4 利用者の爽快感を確認したか	✓ 声かけや利用者の表情などから、利用者の気分を確認していない。		

(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

【チェック表②】例:顔の清拭

〜評価の方法〜 試験評価者は、技能実習生が実 して、それぞれの介護行為に関し 重要なポイントを記載しています	てできると判断した場合は、右	則の表に	○をつけてください。	
	実技試験1【顔の清楚	tがで	きる】	
<評価項目>			※○、×で記載して	ください。
一連の介護行為(口は重要ポイント)		指示を理解する ことができる	行った介護内容 が適切である
利用者にとって、適切な温度のタオ ル等を準備できたか。	□ 適切な温度のタオルを準備			
目、鼻、頬、鼻の下、口の順で拭け ているか。	□ 目頭から目尻の順□ 同じ面で拭いていない			
利用者の爽快感を確認したか。		····· /		7

(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

②実習指導者の関与の範囲

【Aパターン】試験項目読み上げリスト 例:顔の清拭

			予備試験項目読み上げリスト	Aパターン			
No	小項目	読み上げ項目					
【身	体介: 入浴						
1	顔の	清技	ばの介助ができる				
		1 適切な温度のタオルを準備してください。					
	2 目頭から目尻に向けて拭いてください。						
	3 額から鼻、頬、鼻の下、口の順に拭いてください。						
		4	○○さんに気持ちいいか確認してください。				

(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

【Bパターン】例:顔の清拭

実習指導者は利用者の状態や当日の様子をふまえて、介護内容の指示を出す。 手順に関しては、日々のOJTを通して習得しているものとみなし、動作指示はしない。

【実習指導者の指示内容(例)】

(介護行為を行う前に指示) こちらのご利用者は、利き腕側の右片麻痺です。腕を挙げることができず、ご自身では顔を拭くことはできませんので、顔の清拭をお願いします。

2. 試行試験(予備試験)の実施および実施後のヒアリング(調査2)

(1) 試行試験(予備試験) および実施後ヒアリングの概要

①試行試験(予備試験)の概要

【試行試験(予備試験)の目的】

課題を明らかにすることを目的に、複数の試験実施パターンを行った。なお、試験内容については評価項目(案)の外国人技能実習1年目修了時において実施する実技試験の範囲に合わせて実施した。

【試行試験(予備試験)を実施した施設と法人概要】

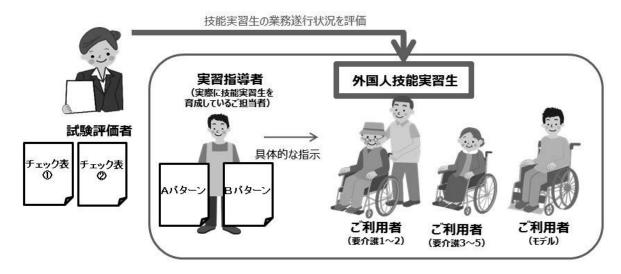
介護老人福祉施設(特養)と介護老人保健施設(老健)にて実施し、いずれも法人Cに協力いただいた。

10077						
法人C概要	・東海地方を中心に介護サービスを展開					
	・職員数 1,080 名程度(パート含む)、うち正職員 6 割強、介護職員 580 名程度					
	・介護部門と看護部門等の部門制、各事業所の施設長による管理体制をとって					
	いる					
	・介護職の離職率は、正職員 10%程度、パート 14%程度					
特養の概要	・入所定員:100 人(個室 100 室)					
	・入所者の平均年齢:83.9歳					
	・要介護2は3人、要介護3は22人、要介護4は32人、要介護5は43人					
	・従業員数:124人(内、介護職員 70人)					
老健の概要	・病状が安定しておらず病院での入院治療が必要な方、重度の認知症で自傷他					
	傷行為等があり共同生活が困難な方が入所					
	・入所定員:100人					
	・要介護は7人、要介護2は19人、要介護3は27人、要介護4は28人、要介					
	護5は17人					
	・従業員数:90人(内、介護職員34人)					

【検証事項】

- 評価試験に要する時間
- 試験評価者の評価方法
- 1年目修了時の「実技試験」の方法
 - ・ 実習指導者の指示について
 - ・ 被介護者について

試験評価者の評価	チェック表①と②の2つの案について、評価ができるか検証する。 なお、評価者については、介護行為の「技能」を評価する仕組みで、「客 観的かつ公正」な制度として全国的に統一できているものは、現状、 介護プロフェッショナル・キャリア段位制度しか存在しないため、当
	が護プロフェッショブル・ヤヤリア段位制度しが存在しないため、ヨー 該制度の評価者(アセッサー)とした
実習指導者の指示	Aパターン、Bパターンの2つの案の実習指導者の指示の下、技能実 習生が日頃、行っている介護技術を実践できるか検証を行った
被介護者	利用者で行う場合とモデルで行う場合について検証を行った。 なお、老健と特養の2か所で、かつ状態像が軽度・重度の利用者で検 証を行った



(資料)一般社団法人シルバーサービス振興会作成

【試験実施項目】

入浴	①顔の清拭の介助ができる
	②手浴の介助ができる
企 审	③食事ができるか利用者の状態を確認できる
食事	④食事をする際の姿勢調整の介助ができる
体 层亦描	⑤体位変換ができる
体位変換	⑥起居の介助ができる
移乗・移動	⑦車いすを用いての移動介助ができる
感染予防	⑧適切な手洗いができる(技能実習生本人)

【試験評価者役・実習指導者役・外国人技能実習生役の情報】

	老健	特養			
技能実習生	勤務6年 11 か月の介護職(介護福祉士	勤務3か月の介護職。在日20年。日本			
	試験を2回受験している)。在日27年。	語レベルN4程度。介助中の声かけはで			
	日本語レベルN2取得済み	きるものの、日常会話の意思疎通は困難			
		なときがある			
実習指導者	同一施設の実際の指導者	同一施設だが実際の指導者ではない			
試験評価者同一法人であるが別施設の方、		同一施設の方、			
	介護福祉士、評価者(アセッサー)	介護福祉士、評価者(アセッサー)			
モデル役職員	男性の作業療法士/大柄	女性のケアマネジャー/小柄細身			

【利用者・モデルの情報】

【利用者・モデ	プレの情報】	
	軽度の利用者の状態像	重度の利用者の状態像
老健の利用者	・女性。要介護2。寝返り・起き上がり	・男性。要介護2。ただし、直近で状態
	は、何かにつかまればできる。歩行は	像が悪くなっており、要介護認定は更
※軽度は利用	できない。両足での立位保持は、何か	新されていないが実際の状態像は要介
者2名に分けて実施	支えがあればできる。移乗は一部介助。	護3・4レベル。寝返り・起き上がり
	移動は自立。	は、何かにつかまればできる。歩行は
	Aパターンでの実施項目①③④⑦	できない。両足での立位保持は、何か
	Bパターンでの実施項目③④⑦	支えがあればできる。移動は見守り。
		移乗は一部介助。
	・男性。要介護2。寝返り・起き上がり・	
	歩行は、何かにつかまればできる。両	
	足での立位保持は、何か支えがあれば	
	できる。移乗は見守り。移動は自立。	
	Aパターンでの実施項目②⑤⑥	
	Bパターンでの実施項目①②⑤⑥	
特養の利用者	・女性。要介護3。寝返り・起き上がり・	・女性。要介護4。寝返り、起き上がり、
	歩行は、何かにつかまればできる。両	両足での立位保持、歩行はできない。
	足での立位保持は、何か支えがあれば	移動・移乗は全介助。
	できる。移動・移乗は見守り。	
モデルの状態	・女性。要介護1。脳梗塞により右半身	・男性。要介護4。脳梗塞により左片麻
像	麻痺、左上下肢は動かせる。衣服の着	痺、左空間無視。腕は肘より上には上
	脱や寝返りは介助が必要であるが、そ	がらない、肘・膝関節は屈曲した状態
	の他に関しては自身で可能。普段は杖	でまっすぐに伸びない。自立意欲は少
	歩行だが、長距離の場合は車椅子を使	なく、声掛けにも反応はない状態であ
	用する。	る。体位変換や移動に関しては全介助。

②試行試験(予備試験)実施後ヒアリングの概要

<u>ヒアリング目的</u>

試行試験(予備試験)を行った上での気付きや課題の確認

ヒアリング対象

試験評価者役と実習指導者役を担当した職員

主なヒアリング項目

- 利用者又はモデルでの違い
- 実習指導者の具体的な指示
- 評価項目
- ・ 評価の方法

(2) 試行試験(予備試験)の結果

①試験時間について

特養、老健ともに評価項目① \sim ⑧を実施し、それぞれの介助に要した時間は以下のとおりである。

介護老人福祉施設	(特養)	での試験時間結果

	特養					
評価項目	軽度		重度		モデル	
	A パターン	Bパターン	A パターン	Bパターン	A パターン	Bパターン
① 顔の清拭の介助	1分30秒	_	1分30秒	_	1分	_
② 手浴の介助	3 分		4分20秒	_	6分10秒	—
③④食事前の介助	1分		1分30秒	_	1分20秒	_
⑤ 体位変換の介助	_	1分30秒	_	2 分	1分40秒	_
⑥ 起居の介助	1分40秒	_	1分40秒	_	1分40秒	_
⑦ 車いすを用いての介助	3 分		3分	_	1分30秒	-
⑧ 手洗いについて確認	1 分 10 秒 (軽度・重度・モデル共通)					
時間計	12分5	50 秒 ^{※1}	15分2	20 秒 ^{※1}	14分30秒	_

※1 Bパターンで行った「⑤体位変換の介助」の時間も含む

介護老人保健施設(老健)での試験時間結果

	/I IQ 11/ V	· PRICE NE DE C		And Court letting No				
			老	健				
評価項目	軽	度	重	度	モデル			
	A パターン	Bパターン	A パターン	Bパターン	A パターン	Bパターン		
① 顔の清拭の介助	3分	2分20秒	2分30秒	1分10秒	1分30秒	3 分		
② 手浴の介助	9分	9分30秒	実施不可※1	11分10秒	6 分	9分		
③④食事前の介助	1分30秒	1分50秒	1分50秒	1分30秒	1分20秒	1分30秒		
⑤ 体位変換の介助	2分40秒	3分20秒	4分	2分	2分50秒	2分40秒		
⑥ 起居の介助	2分40秒	2分20秒	4分10秒	実施不可※2	3分10秒	2分40秒		
② 車いすを用いての介助	3分50秒	3分10秒	3分30秒	2分10秒	2 分	3分50秒		
⑧ 手洗いについて確認		2 5	→ 30 秒(軽度·	・重度・モデル共道				
時間計	25分10秒	25 分	18分30秒(②除<)	20分30秒 (⑥除<)	19分20秒	25分10秒		

- ※1 利用者の残存機能を活かしたため未実施。
- ※2 利用者の状態により実施不可

(結果)

- ・ ① \sim 8それぞれの介助に要した時間を合計したところ、 \underline{m} 4 12 分から 25 分であった。 実際の評価試験における実技試験は「1時間」を標準とするとされており、その範囲に は収まるであろうことが確認できた。
- ・ なお、上記の時間は直接介助を行っている時間の積算であり、「①顔の清拭の介助」で必要物品を準備するのに要した 2 分 20 秒~5 分 30 秒ほど、「②手浴の介助」で必要物品を準備するのに要した 2 分 30 秒~5 分 30 秒ほどは含まれていない。
- ・ また介助を始める前に、実習指導者から技能実習生へ、利用者の状態像について説明を 行った時間については、それぞれの項目で $1\sim2$ 分程度かかっていた。

②試験評価者の評価結果について

「チェック表①」と「チェック表②」では、チェック表内の評価のつけ方、項目の区分が 異なるため、評価結果の算出方法については以下の通りとした。

■チェック表①の試験結果(%)の算出方法について

「判断基準」のうち「できた」と試験評価者がチェックをつけた数の割合を試験結果とした。なお、当日未実施(※)であった項目は、母数から抜いて計算した。評価結果の計算を数式で表すと、以下の通りとなる。

判断基準のなかで介護技術としてできた数÷ (73個(すべての判断基準)-当日未実施の項目)×100

■チェック表②の試験結果(%)の算出方法について

「行った介護行為が適切である」のうち「適切である」と試験評価者がチェックをつけた数の割合を試験結果とした。なお、当日未実施(※)であった項目は、母数から抜いて計算した。よって、評価結果の計算を数式で表すと、以下の通りとなる。

介護行為が適切とされた数÷(28個(すべての項目数)-当日未実施の項目)×100

(※) 利用者の介護拒否、利用者の状態が悪く該当項目の介助に適さなかった等

介護老人福祉施設(特養)での試験結果(%)

		特養					
	軽度 重度 モデ						
	A パターン(一部 B)	A パターン(一部 B)	A パターン	Bパターン			
チェック表①	86.4%	84.8%	78.3%				
チェック表②							

介護老人保健施設(老健)での試験結果(%)

			老	健					
	軽	度	重	度	モデル				
	A パターン	Bパターン	A パターン	Bパターン	A パターン	Bパターン			
チェック表①	96.9%	95%	100%	96.6%		96.7%			
チェック表②	80.8%	63.6%	70.8%	65%		84%			

(結果)

- チェック表①については78.3%~100%、チェック表②については63.6%~84%と 差異が見られた
 - ▶ チェック表②の場合、試験評価者から、「できた」かどうかの判断基準が自らの 判断基準のみとなり、厳しく評価してしまう傾向にあるとの意見があった
- ・ チェック表①については表の欄外に、設定した確認ポイントにない点について試験 評価者がコメント書きで「できていない」との記載があった項目が数点あった。

③実習指導者の指示について

Aパターンで指示をだした場合とBパターンで指示をだした場合の違いは以下の通り。A、 B両方を全体的に行ったのは老健のみであるため、老健の結果について記載している。

(結果)

重度利用者の場合

Aパターン チェック表①で 100% チェック表②で 70.8% Bパターン チェック表①で 96.6% と明らかな差異は見られない

チェック表②で 65%

軽度利用者の場合

Aパターン チェック表②で 80.8% Bパターン チェック表②で 63.6%

と差異が見られた

- ▶ 当該利用者については自らできる項目が多かったため、外国人介護職員は介助し つつも、見守りとなる傾向にあり、また評価項目によっては本来介助する必要が ない部分もあった。
- Aパターンについては、試験評価者から、実習指導者が指示を読み上げる間は技能 実習生の介護行為が止まるので評価しづらいとの意見があった
- Bパターンについては、実習指導者と技能実習生の共通認識のもと一部の行為を行 わなかった場合に、評価では「できない」と判定している項目があった。(例えば、 事前に車椅子の安全確認がされていることを実習指導者、技能実習生も認識し、改 めての安全確認を行わなかったものが「できない」とされている等)

④被介護者について

(結果)

【評価における軽度利用者と重度利用者との違い】

- 老健および特養において、軽度利用者・重度利用者の評価において明らかな差異は みられない
- 重度利用者に関しては介助・評価ともに問題なくできることが分かった
- 軽度利用者に関しては、自立している部分もあることから、チェック項目の一部を 評価することができなかった

【評価における利用者とモデルとの違い】

- モデルでの評価の結果は 78.3%~96.7%であり、利用者での結果(63.6%~100%) と比較して差異は見られない
- 老健での評価と特養での評価を比較しても、チェック表①とチェック表②によるチ ェック結果から得られる値ではモデルと利用者での結果に明らかな差異は見られな VV

試行試験(予備試験)実施結果—老健

									_	<u></u>				 老健									
以同し入耕職品		##	₹# C	左	1 1	カロの公益時(公益行う)	∔ ≣∔	E+t.	2 🗔	平野(アルス) 大口37年		+=	ŦL.ĸ	=									
外国人介護職員 実習指導者						.か月のか「護職(か「護備仏) -施設の実際の指導者)	Ľā1↓	映を	: 2 四	受験している)。在日27年	• Н	4 8	告レハ	ルNZ取得済み。						—	—	—	
試験評価者					_		IJ-	ij—,	介護	福祉士、評価者(アセッサー))										_		
I モデル						男性·大柄														_	_		
98	-	0	19/4	V9.98	#E-M		度				0.	.9	(BM)		腹					西人	>== 4	RV+B	モデル 塞により左片麻痺、左空間無視。 腕は肘より
関 系							5。歩												には、	上が	らない、	肘・膝関節は屈曲した状態でまっすぐに伸びな	
者 対象者の状態像						:一部介助。移動は自立。 利用者 (男性)							きまり は一部		/)。 両 🤉	足で	の立位	立保	持は、何か支えがあればできる。移動は見守				少なく、声掛けにも反応はない状態である。st 、体位変換や移動に関しては全介助。
		要)護2	2。寝	返り・	・起き上がり・歩行は、何かにつかまれ	fでき	る。両	足での	立位保持は、何か支えがあればでき	201	>**	o up	1 1430						10-	MP/I	WJIC/J	(PERSON IN STREET OF THE STRE
		3.	移乗	は見る	于り。	移動は自立。																	
		╁									H									┢	_	—	
		ļ				Aパターン				Bパターン				Aパターン					Bパターン	L	_		Bパターン
①顔の清拭の介助		[準	備:	3分]A:	3分	【準化	Ħ:3	3分]B	: 2分20秒	【準	篇:	5分30	秒]A:2分30秒	[準	備:	5分3	30₹	炒】B:1分10秒	【準化	備:7	2分20	秒】B:1分30秒
	-	+					-								H					╁			
②手浴の介助 II		[準	備:	4分2	0秒]]A:9 分	【準化	ii : 4	分20種	少】B:9分30秒				実施不可 ※1	[準	備:	3分]	B:	11分10秒	【準化	備:2	:分30	秒]B:6分
③④食事前の介助		Α:	1分	30秒			B::	1分5	0秒		Α:	1分5	50秒		В:	1分	30秒)		В:	1分2	10秒	
央			- //																				
象 ⑤体位変換の介助		A:	2分	40秒			B:3	3分2	0秒		Α:	4分			В:	2分	1			B : 1	2分5	.0秒	
時 ⑥起居の介助			2/\	4 O Edu		***************************************	n		O.Edu	***************************************		4/\4	0.50		-				中作アコ w a	٦.	2/\1	O.Edu	***************************************
時 ⑥起居の介助 間				40秒			B : 2	277.21	U19		Α:	4771	10秒						実施不可 ※ 2	Б:.	3分1	U19	
つ車いすを用いての介助		Α:	3分:	50秒			B::	3分1	0秒		Α:	3分3	30秒		В:	2分	10秒	}		В::	2分		
	1	-									-				-					<u> </u>			
⑧手洗いについて確認				2分3	0秒	(軽度・重度・モデル共通)		2	2分30科	少(軽度・重度・モデル共通)			2分	30秒(軽度・重度・モデル共通)			2:	分3	0秒(軽度・重度・モデル共通)			2分	30秒(軽度・重度・モデル共通)
時間計				10秒			B:2						30秒	(②除<)	В:	205	分30和	秒(6除<)	В:	19分	20秒	
		Ж.	L記略	間は	介助	りのみの時間。介助前の利用者の状態	の説	明に	ついては	は、それぞれ約1分~2分ほど時間を要	してい	た。											
		\vdash				Aパターン				Bパターン				Aパターン	Т				Bパターン	Т	_		Bパターン
評価項目	チェック数	未集	晩 でき	t te	ξţι	できなかったチェック項目	未実施	₹.	ಕ್ರಾಥ್ಕ	できなかったチェック項目	未実施	€ ¢å	£ tat	できなかったチェック項目	未実施	施で	きたで	きない	できなかったチェック項目	未実施	ã でき	£ できない	できなかったチェック項目
①顔の清拭の介助	8	0	7	1	Ι.	・温度の状態を確認していない	0	7	1	・温度の確認が手袋をはめたままで	n	8	0		0	7	1		・温度が確認できていたか不明	0	8	0	
(T) RM00/HJ17(00) DA)	"	ľ	,	1	ľ	・A面Dをの4人28cca用9を0.Cの4をの		1	1	あった	ľ	0	U		ľ	ľ	1		・一面交が動物でででいたができ	Ů	0	U	
															ш								
_															ш								
■ ②手浴の介助	19	6	13	0			5	14	0	・机の高さに気付かず高い机のまま介 助しようとした	19	0	0	実施不可 ※1	6	1	3 0)		6	13		
ı										WJOR JCOIC					ш								
															ш								
平															ш								
画 3④食事前の介助	10	1	9	0			1	9	0		1	9	0		1	9	0)		1	9	0	
吉															********	Ī					**********		
⑤体位変換の介助	6	0	5	1	-	・テコの原理を活用していない	1	4	1	・残存機能を活かせず過介助になっ ていた	0	6	0		0	5	1		・残存機能を活かせず過介助になっていた (無理な介助をしていた)	1	5	0	
										CVVC									(無を主な)「助」としていた)				
I OBRAAN						***************************************				***************************************													・カーブを描くように起こせていない
6起居の介助	7	1	6	0			3	4	0		4	3	0		7	0	0)	実施不可 ※ 2	1	4	2	・テコの原理を活用していない
表			+			***************************************			<u> </u>			<u> </u>	1		*******				***************************************			1	***************************************
②車いすを用いての介助	10	0	10	0 (3	6	1	・車椅子のスピードが速い	0	10	0		3	7	0)		3	7	0	
040.7 (3714)	10	ľ	-					ľ	-	-19 1 ONC 177 ZEV	ľ				ľ	ľ	ľ			ľ	ľ		
			-	-				-				-				-	-						***************************************
⑧適切な手洗いができる (1回実施)	13	0	13	0			0	13	0		0	13	0		0	13	3 0)		0	13	0	
		_			4			L			L				L					L	╧		
合計	73	8	63	2	19	96.9%	13	57	3	95.0%	24	49	0	100.0%	17	54	4 2		96.4%	12	59	2	96.7%
						. 10				- 10 -	_				_				-10-	_			- 10
評価項目	チェック数	未集	: 理	解遊	彻	Aパターン できなかったチェック項目	未実施	理解	解 適切	Bバターン できなかったチェック項目	未実施	理	解適性	Aパターン できなかったチェック項目	未実施	施理	解道	動切	Bバターン できなかったチェック項目	未実計	施 理作	解 適切	Bバターン できなかったチェック項目
		1	Ī	Ī	1					・温度の確認が手袋をはめたままで	Γ				Г	1		,,,		Γ	1	1	777 777
0.000						Victor and the second second	L			あった	L	L			L				VIII. 1	L			・モデルの腕は肘より上に上がらないはずな
① 顔の清拭の介助	3	0	3	2		・温度の状態を確認していない	0	3	2	最初に全体を拭いてしまっていた自分ですることができたのに全介助で	0	3	3		1	2	1		・温度が確認できていたか不明	0	3	2	自ら顔を拭いていたためその部分では評価 ない
,										あった					1					1			
2 ⊙∓≫∧∧₩	1 -	-	-	-		洗い流すお湯の温度を確認していな。		c	-	・机の高さに気付かず高い机のまま介		0		\$#77 W	l.	-	1		. 油が悪わてしまっていた	_	-	-	•
②手浴の介助 平	6	0	6	5		U)	U	6	5	助しようとした	3	U	0	実施不可 ※1	1	5	4		・袖が濡れてしまっていた	Ľ	6	6	
③④食事前の介助	5	1	4	4			2	2	2	・足がフットレストに乗っているか確認できていない	1	4	4		1	4	4			1	4	4	
<u> </u>			+	+		***************************************		-	+			-	-			t	-		・テコの原理を利用できていない		-	-	***************************************
を (S)体位変換の介助	1		2			・テコの原理を活用していない	2	,		・一部残存機能を活かす声掛けがな	0	4	2	・クッションを敷く際の声掛けなし	1	3			・一部残存機能を活かす声掛けがない(柵		,	2	・腰を引く際の声掛けがない
⑤体位変換の介助	4	1	2	1		一部残存機能を活かす声掛けがない(柵を持ってもらうごとについて)	-	2	1	い (柵を持ってもらう)	ľ	7	3	ノノノコンでが、パネット一はいしなし	ľ	3	0		を持ってもらう、腰を引く) ・安楽な姿勢ではない	İ	٥	2	PR.C.コノN社へとしましたい。
,			+	-	-			-	-		-	+	-		-	h	1		スポウヌカ (18/8V)	H		+	
ĭ										・側臥位にできていない				・側臥位にできていない・テコの原理を利用していない						L			・テコの原理を利用していない
商 ⑥起居の介助	4	0	4	3		・カーブをかけて起こせていない	1	2	1	・テコの原理を活用できていない	0	4	1	・カーブを描くように起こせていない	4	0	0		実施不可 ※2	1	1	1	・カーブを描くように起こせていない
5			ĺ								1			・残存機能を活用できていない									
2		1	T							・フットレストやブレーキについて未確認		Г			Ī	T			・フットレストやブレーキについて未確認	Ī		T	
頁 (0年にする用いての)1助	5	0	5	5			1	3	2	・・カットレストヤンレーキについて木錐総・車椅子のスピードが速い	0	5	5		0	5	3	1	・ す椅子のスピードが速い	0	5	5	
			-	-	*****			-	-	***************************************				***************************************		-	-		***************************************				•
⑧適切な手洗いができる (1回実施)	1	0	1	1			0	1	1		0	1	1		0	1	1			0	1	1	1
合計	28	2	25	2	1 8	80.8%	6	19	14	63.6%	4	21	. 17	70.8%	8	20	0 1	.3	65.0%	3	23	21	84.0%
_	_		_	_	-		_	_			_	_	_				_	-		_	_		

試行試験(予備試験)実施結果—特養

										特養												
	外国人介護職員	L	勤	務3	か月	の介護職。在日27年。日本語レ	ベル	N 4	程度		日常	会	舌の)意.	思疎通は困難。							
	実習指導者		_			一施設ではあるが実際の指導者で ないないませば、 今番短い		_	b /	74.44 \ \												
Ι	試験評価者 モデル					同一施設の現場リーダー、介護福祉 <u>-</u> ー・女性・小柄で細身	⊥ 、 <u> </u>	Г 1Ш1	<u>)</u> (アセッリー))												
関			(1)~	· ⑦ (女性	軽度	(ī)~	⑦ (3	女性)	重度	要介	護 1	。脳	便第	モデル 風により右半身麻痺、左上下肢は動かせる。衣服							
系	対象者の状態像		要ſ る。i	要介護3。寝返り・起き上がり・歩行は、何かにつかまればでき 要介護4。寝返り、起き上がり、両足での立位保持、歩行は の										安川遠 1。 施快盛により石干河林海、江上 下版は動かせる。 公成の名能や聴致的は介助が必要であるが、その他に関しては自身で可能。 普段は杖歩行だが、長距離の場合は車椅子を使用する。								
	1		E			Aパターン (一部Bパターン)				Aパターン (一部Bパターン)					Aパターン							
	①顔の清拭の介助		【準	備:3	分5	秒】A:1分30秒	【準化	前:3约	分50科	沙】A:1分30秒	【準	備:2	分5	50秒	IA:1分							
п	②手浴の介助		【準·	備:8	分4)秒]A:3分	【準備:2分30秒】A:4分20秒 【準備:5分30秒】A:6分10秒															
т.	③④食事前の介助		A :	1分			A : :	1分30	秒		A :	1分2	0秒									
映像	⑤体位変換の介助		в:	1分3	0秒		В::	2分			A :	1分4	0秒	,								
時間	⑥起居の介助		A :	1分4	0秒		A : :	1分40	秒		A :	1分4	0秒									
間	⑦車いすを用いての介助		A :	3分			A : :	3分			A :	1分3	0秒	,								
	⑧手洗いについて確認		┢		15	************************************			1分	10秒(軽度・重度・モデル共通)	-			15								
	時間計		A :	12分			A : '	15分2		THE EX CONTRACT	A :	14分	30₹		,10) (HIX EX C)///(XE)							
	· 时间 · 1		_			个助のみの時間。介助前の利用者の状態の説				ぞれ約1分~2分ほど時間を要していた。	Α.	14/)	J01	<i>-</i>								
				_	_	Aパターン		,		Aパターン				_	Aパターン							
	評価項目	チェック数	未実施	も でき	ਣ ਵਣ	できなかったチェック項目	未実施	できた	できない	できなかったチェック項目	未実施	もでき	E 78	きない	できなかったチェック項目							
	①顔の清拭の介助	8	0	8	0		0	7	1	・同じ面を二度使ってしまっていた	0	7	1		・同じ面を二度使ってしまっていた							
Ⅲ 1	②手浴の介助	19	3	12	4	・手浴にかかる時間を説明していない ・排泄の有無を確認していない ・ 次服を搾り上げることを利用者に説明して いない	2	12	5	・手浴にかかる時間を説明しなかった ・排泄の有無を確認していない ・濡れる可能性のあるものを移動していない ・衣服を捲り上げることを利用者に説明して		9	7		・手浴にかかる時間を説明していない ・排泄の有無を確認していない ・必要物品が揃っていない ・満れる可能性がある物の移動できていない ・安楽な体位になっていない ・ 衣服を満れないように持り上げていない ・ 衣服を捲り上げることの説明なし							
価結	③④食事前の介助	10	2	8	0		2	8	0		0	10	0									
中 果	⑤体位変換の介助	6	1	3	2	※Bパターンで評価 ・テコの原理を活用していない ・残存機能を活かせず過介助になっていた	2	2	2	※ Bバターンで評価 ・テコの原理を活用していない ・クッションやタオルで調整を行っていない	1	3	2		・(一部介助)具体的な指示の声掛けをしていな ・残存機能を活かす工夫ができていない							
チェック	⑥起居の介助	7	1	4	2	利用者を側臥位にしていないテコの原理を活用していない	1	5	1	・利用者を側臥位にしていない	0	6	1		・利用者を側臥位にしていない							
表	⑦車いすを用いての介助	10	0	10	0		0	10	0		0	7	3		・車椅子の動作不良を確認していない・フットレストを上げる、ブレーキをかけるなど準備 ていない・タイヤの空気について確認していない							
	⑧適切な手洗いができる (1回実施)	13	0	12	1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている	0	12	1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている	0	12	1		※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている							
	合計	73	7	57	9	86.4%	7	56	10	84.8%	4	54	1	5	78.3%							
			H			Aパターン				Aパターン	1				Aパターン							
	評価項目	チェック数	未実施	も でき	5 78		未実施	できた	できない		未実施	き でき	₹ 78	きない	できなかったチェック項目							
	①顔の清拭の介助	3				-				-		-										
2 亚	②手浴の介助	6				_				_					_							
平面 t	③④食事前の介助	5	-					-						-								
結果②	⑤体位変換の介助	4											-									
〇×指摘があ	⑥起居の介助	4												<u> </u>								
のった項目	⑦車いすを用いての介助	5				_				_		-										
	⑧適切な手洗いができる (1回実施)	1				-				-					-							
	合計	28					1															

(3) 試行試験(予備試験)実施後のヒアリングについて

①利用者とモデルとの比較

- 利用者に対する介護行為を評価する場合、軽度利用者の場合には残存している機能があるため、部分的に評価ができないチェック項目が出てくるという指摘があった。
- 一方、モデルを利用者に見立て介護行為を評価する場合、モデルに設定した状態像を 技能実習生が理解できていないのではないか、またモデル自身が設定した利用者像と 違う動きをとってしまうのではないかという指摘があった。

利用者 モデル ・技能実習生が普段から接している方のため、状 ・モデルが設定した利用者像と違う動きを行っ 態像も把握しており、日頃の介助行為と同様に てしまうことがある 介助できる ・いつも接している状態像ではなく、その状態 ・複数の技能実習生を評価する場合、一人の利用 像をイメージしながらの介助となるので、ど 者に同じ介助が重複しないよう配慮が必要 のように対応してよいか戸惑いがある ・試験当日の利用者の心身状態(気分等)によっ ・日本語能力が高くない技能実習生に、モデル て介助がスムーズに行かないことがある の状態像を伝えることが困難ではないか ・軽度利用者の場合は自立している部分があると ・その場で技能実習生に状態像を理解させるよ 未実施のチェック項目が生じる う設定するのであれば、相当簡単な状態像で あれば可能かもしれない

②AパターンとBパターンの比較

- Aパターンについては介護行為が途中で切れるため、自然な流れで介助ができないという指摘があった。
- 一方、Bパターンについては、1年目の技能実習生の介護技術を鑑みるとそのままでは 難しいのではないかという指摘があった。

Aパターン	Bパターン
・指示を読み上げている間は介護行為が止まるた	・OJTをしっかりした状態であれば、実習指
め、技能実習生にとっては取り組みづらそうであ	導者も技能実習生もペースが守れるため、A
った	パターンよりも介助しやすい
・実習指導者側では、技能実習生役のペースを崩さ	・介護の経験が何年目かになれば、Bパターン
ないように読み上げることが難しい	の方が技術を評価しやすいと思うが、1年目
	に関しては、そこまで技術が身についていな
	いため、今回実施した方法のままでは難しい
	のではないか

③チェック表①とチェック表②の比較(チェック表②については老健のみで実施)

- チェック表①については、評価基準に存在しない部分の介護技術について評価する必要はないのか指摘があった。
- 一方、チェック表②については、試験評価者自らの判断になるため評価が厳しくなり やすく、かつ評価する者によって結果に差が出るのではないかという指摘があった。

チェック表①	チェック表②
・評価は問題なくできるものの、項目にない	・チェックポイントが①と比べて少ないの
部分について「できない」と思った際、ど	で、どうしても介護の質の部分に目が行っ
こに記載をするべきか分からない	てしまう(例えば、手は拭いていたが少し
・手順通りに出来ているかの評価はしやすい	濡れていた、等は「できない」と判断して
	いいのか迷う)

④普段の外国人介護職員への指導について

- 認知症の施設ということで、声かけが多い。介護の前の説明は必ずするように伝えている。例えば、声をかけずにいきなり介助を始めたら、気付いた者が注意をしている。 外国人介護職員が理解したかどうかについては、実際に介助を実施してもらい確認している(特養)
- 指導の一環で、外国人介護職員を利用者役として、実習指導者が自ら介助を行い技術を指導することがある。その逆で、実習指導者が利用者役として外国人介護職員が介助をして、その結果について実習指導者からフィードバックをすることもある。(特養)
- 最初は介護の手順から指導をするが、指導者の介護現場をついてまわってメモを取る。 その後、徐々に介護行為を行っていく(老健)
- それぞれ介護行為の難易度が低いもの、かつ利用者の状態像が軽いものから取り組んでいく(老健)
- 外国人介護人職員と関わっていると、普段の介護行為の指導についても日本人以上に エビデンスを重視していると感じることがある。何の目的でこの介護行為をするのか、 何の理論でその介助をするのか、ということを正しく教えてほしいという要望をよく 聞く(老健)

⑤その他

• 実際の現場に入ったら、その場の状況判断等高度なレベルのことも求めざるを得ない場合もある。本来ならば手順追って指導することが大切だが、すべての現場でそうなるとは限らない(老健)

(4) 試行試験(予備試験)結果の考察

○試験時間について

- ・利用者であってもモデルあっても、試験時間そのものに明らかな差異はみられない。
- ・利用者の場合は、利用者の生活時間のなかで試験を実施するため、試験中に利用者の体調不良が生じた場合等、試験評価者は試験実施時間に加えて、待機時間が必要となる可能性がある。

○試験の評価について

・介護の手順について評価するのか、介護行為を行ったうえでさらに結果が適切かを評価 するのか等、基準が明確でなかったため、試験評価者が判断に迷う部分があった。評価 の基準をより明確化することが必要。

○実習指導者の指示について

(被介護者が利用者の場合)

・実習指導者が手順を読み上げる指示を出した場合、技能実習生と利用者の会話や、利用 者の自立を妨げてしまう恐れがあり、実習指導者の指示の内容やタイミングについて検 討が必要である。

(被介護者がモデルの場合)

・モデルは事前に状態像の設定が可能であり、試験の流れに合わせて動くことができるため、実習指導者にとって、手順を読み上げる指示は出しやすい。

○被介護者について

(利用者の場合)

- ・外国人介護職員にとって、日頃から接している利用者のため状態像をよく理解しており、 コミュニケーションも円滑であることから、自然な介護を実施することができる。
- ・一方で、軽度利用者の場合は、残存能力を活かせる場面も多く、外国人介護職員が見守りに近い状態になることがあった。そのため、試験評価者にとっては、チェック項目が未実施のため評価できないことがあった。その点は、項目を評価できる利用者を選定する等、工夫が必要である。

(モデルの場合)

- ・外国人介護職員にとって、日頃接している状態像ではなく、当日伝えられた状態像をイメージしながらの介護行為となるため、どのように対応してよいか戸惑う場面があった。 技能実習生にどのようにモデルの状態像を理解してもらうか、日本語能力の問題で理解 できないことも考えられるため、状態像の設定とその伝え方には工夫が必要である。
- ・また、モデルが、設定された状態像とは異なる動きをとってしまうことも考えられるため、 モデルに対する事前教育は念入りにする必要がある。

・実技試験は1時間という時間的制約の中で実施が求められており、過度に被介護者や試験 評価者に状態確認を理解させることは、本来の技能移転の趣旨からしても適格性からも望 ましいとはいえない。

第6章 今後の課題

第6章 今後の課題

本調査研究事業において、外国人技能実習生に対し適切に技能移転を図ることのできる技能評価システムのあり方、評価項目(案)等について検討を行った。本調査研究事業で得られた今後検討すべき課題を整理すると以下のとおりである。

1. 試験実施の課題

(1)試験評価者について

(ア) 試験評価者の研修について

試験評価者としては、介護職の実践的スキルの評価基準を定め介護技術のレベル認定を行っている介護キャリア段位制度の評価者(アセッサー)を活用することが適当としたが、その前提として、外国人技能実習制度や移転すべき技能の理解、またその評価方法等について研修制度を設け教育していくことを検討すべきである。

(イ) 評価者(アセッサー)の所在過疎地について

前節でも触れたが、試験評価者としては、既に1万7千人程度の養成が完了している評価者 (アセッサー) を活用することが適当であるとした。しかし、評価者 (アセッサー) が近隣の市区町村に所在しない場合の対応については検討しておく必要がある。

(2)技能実習2号への移行試験について

(ア) 利用者またはモデルについて

原則として、介護の特性に鑑み、実技試験においては、利用者の心身の状況に応じた介護の実践レベルを評価するために、利用者に対して行われる身体介護業務を評価することが適当であると、本調査研究事業において設置した検討委員会では賛同ないしは容認する意見が多く見られた。しかし、技能実習2号へ移行する際の実技試験においては、「実習指導者の指示の下」としていることもあり、利用者に対して行われる身体介護業務を評価するか、モデルに対して行われる身体介護業務を評価するのかという点について、試行試験(予備試験)の結果等を踏まえ、引き続き検討を行う必要があるとされた。

(イ) モデルの状態像設定について

仮に、モデルに対して行われる身体介護業務を評価するとした場合、試行試験(予備試験)においては、技能実習生役である外国人介護職員に対し、設定した状態像を伝え理解させる時間が短かったこと、その際に用いる日本語と外国人介護職員の日本語能力も課題として挙げられた。この点について検討を行う必要がある。

更に、実習実施機関で約8か月の実習を行った時点で評価試験を行うことから、どの程度

の状態像を設定することが適当であるかも合わせて検討する必要がある。しかし、その際、 実際の利用者像と大きくかけ離れないことに注意しなければならないが、その状態像の設定 は困難なことが課題である。

(3) 実習指導者の指示の出し方について

技能実習2号へ移行する際の実技試験は、前述のとおり「実習指導者の指示の下」行われることとなる。試行試験(予備試験)において、実習指導者の指示について二通りの方法を行った。一つは、「試験項目読み上げリスト」を用い介護行為の手順を読み上げる方法とし、もう一方は、評価試験は実習実施機関にて約8か月の実習を経たうえで行われることを鑑み、日頃のOJTを再現するようにし基本的には実施する介護行為を指示する方法とした。それぞれから得られたことは前節の通りであるが、技能実習2号へ移行する際の実技試験における「実習指導者の指示」の内容や、指示の出し方等に関しては引き続き検討を行う必要がある。

2. 評価項目(案)の課題

(1) 実技試験課題の事前公表について

実技試験課題(判断等試験に係るものを除く)は事前に公表することとされている。事前に公表する程度は、評価項目(案)における中項目とするか、小項目とするかについて検討を行う必要がある。

介護業務が利用者の状態像に合わせて行われるものであるということを前提とすることから、評価試験当日の利用者の状態像によって選択される介護行為も変化することとなる。小項目まで事前に公表した場合、利用者が必要とする介護行為が予定する評価項目の全てと一致しない可能性もあることから、公表は中項目までとし、その後は評価試験当日の利用者の状態像に合わせ実施された小項目を評価することが適当ではないかと考えられることを付記しておく。

(2)評価方法について

(ア) 自立支援との関係

利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づき、常に利用者の状態に対応した介護 行為が移転すべき技能であるため、評価試験において、チェック項目を評価するために自立 支援を意識せず介護行為を行うことは相当ではない。自立支援を実現して介護行為を行った 場合、全てのチェック項目を評価することができないことが生じうるため、このような場合 の評価方法について検討を行う必要がある。

(イ) 評価の判断方法について

試行試験(予備試験)において用いたチェック表①は、手順のチェックには有効ではあったが、移転すべき技能である、その介護行為を行うに当たっての根拠、思考過程の理解が得られているかまで評価できたとは必ずしも言えない。一方、チェック表②は、判断するにあたっての基準や考え方が必ずしも明確ではなかったため、評価者によってばらつきが生じるものとなっていた。これらを踏まえ、移転すべき技能が適切に移転されているかを評価する判断方法については引き続き検討を行う必要がある。

(3)試験項目数について

試行試験(予備試験)では、技能実習2号へ移行する評価試験を想定した評価項目のうち8項目を実施した。実技試験は60分程度とされているところ、時間内にはこれらの評価を終えることはできたものの、介護行為を開始する前の利用者の状態像に関する説明をより丁寧に行うこと、介護行為を開始する前の準備(例えば、手浴であれば湯の準備等)、利用者から介護行為を行う際の同意の取得、さらには、検討すべき事項の一つでもあるが、試験評価者から実習指導者へ補足的なヒアリングを盛り込む場合にはそれに要する時間等を考慮し、実際に実施する試験項目数について引き続き検討を行う必要がある。

(4) 判断等試験について

特にプライバシーに配慮しなければならない介護行為(例えば、排泄介助等)、突発的な事象に対する対応である事故対応等実際に評価試験で行うことができない介護行為については判断試験等とすることができるが、その評価項目について検討する必要がある。

(5) 合格基準について

「技能実習の移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領(案)」にて、実技試験の合格基準は、「原則として、完璧な作業に比べて 60%の完成度で合格とする」と規定されているが、採点基準はどのようにするか検討する必要がある。

3. その他

検討委員会において、『技能実習制度は、技能実習生が日本で技能を学び出身国に持って帰るとともに、両国のグローバル化も進めることとなるため、技能移転の対象とする場合の「介護」のイメージを理解してもらうためにも、ICFという世界共通の標準化されているものを使い整理する必要がある。』との指摘があったが、日本の介護現場において、ICFの概念は認知されつつあるものの、実践段階には至っていないことから、将来的には日本の介護現場での実践を想定しつつ、調査研究を推進するべきテーマと言える。

参考資料

参考資料1. ヒアリング個票

1. 公益社団法人国際厚生事業団へのヒアリング

○基礎情報

法人概要 ・国際的な保健・福祉の発展に貢献することを目的として、1983年に厚生省から社 団法人の認可を受け設立 ・アジア地域を中心とした開発途上国の人材育成を目的とした研修事業、保健医療・ 福祉分野の政府開発援助事業、経済連携協定(EPA)に関する事業やその他の国 際協力事業を実施 ・日本とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの各国毎に締結した経済連携協定 (EPA) に基づき、入国する外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入、 雇用管理、外国人看護師等の国家資格の取得に向けた知識及び技術の修得に必要な 受入支援を実施(日本唯一の受入調整機関) ・受入れ希望機関の募集、要件審査 EPA介護 ・受入れ希望機関(施設)と候補者のマッチング(求人・求職情報の提供、現地面接・ 福祉士候補 者の受入に 合同説明会の実施、複数回のマッチング、雇用契約締結等) ・看護・介護導入研修・就労ガイダンスの実施 関する主な 業務 ・受入れ機関からの定期(随時)報告の受理 ・巡回訪問の実施(1年間で約300施設を巡回) ・相談対応 (英語・インドネシア語・ベトナム語対応) ・国家資格取得に向けた日本語・国家試験対策学習支援

(1) EPAの枠組について

- ・平成28年度の3カ国の受入人数は671人と急増している。訪日前日本語研修を導入した点、 学習支援事業が始まった点に加え、EPA介護福祉士候補生が介護保険施設における基本の 人員配置基準の加算対象になった点が、施設負担の軽減につながり急増の大きな要因と考え ている。また、EPA候補者の合格率が良いことも理由として挙げられる(インドネシア候 補者の初受験者合格率が日本人と同等の60%程度となり、期待が高まっている)。
- ・インドネシア、フィリピン、ベトナムの求人希望者は増加している。

○あっせん

- ・受入れ希望機関からの求人数の 1.5 倍程度の候補者を募集・選定し、JICWELSによる現地面接・合同説明会を実施する (インドネシア・フィリピンの場合)。
- ・候補者は求人情報から第1次マッチング時に10施設まで、第2次マッチング時に20施設 まで就労意向を示し、受入れ希望機関(施設)は求職者情報と候補者の就労意向から第1 次マッチング時に10人まで、第2次マッチング時に20人まで受入れ意向を示す。両者の 意向をマッチングさせ、双方の最終的な受入れ・就労意思を確認のうえ、雇用契約を締結 する。
- ・候補者が意向先を考慮する基準は、ベトナム人の場合、第1位:住居(寮、家賃補助、光 熱費補助等)、第2位:賃金、第3位:研修体制の順となっている。東京や関西等の大都市

圏の人気が高く、出身国との気候の違いが大きいことからか、北海道や東北は意向先として少ない。

- ・受入れ希望機関は、日本語能力や面接ビデオでの人柄を判断材料としている。
- ・第二次マッチングまでで、日本側の求人の7~8割が達成される。
- ・求職申し込み時に看護か介護かコース選択ができる。介護を選択する理由としては、看護師としての実務経験が不要なこと、フィリピンの場合は看護師の資格を有しなくても4年制大学を卒業し且つフィリピン政府による介護士の認定を受ければ選択が可能なことがある。また、お年寄りが好きなため日本の進んだ介護を学びたいという理由も多く挙がっている。

○就労開始まで

- ・3カ国で、候補者の要件や訪日前日本語研修の内容はやや異なる。
- ・3カ国(インドネシア、フィリピン、ベトナム)共通の候補者の要件は、母国の看護課程 を修了していること。受入施設からは「覚えが早い」「利用者対応に慣れている」との評価 を得ている。なお、インドネシア政府による介護士認定は現在実施されていない。
- ・日本語要件が以前はなかったが、国家試験合格には日本語能力が必須との声が多かったため、インドネシア(平成26年度~)、フィリピン(平成28、29年度)は日本語能力試験N5程度以上が加わった(訪日前日本語研修は平成23年度から開始)。制度後発組のベトナムでは、制度設計時に訪日前日本語研修受講後に日本語能力試験N3以上取得を要件とした(合格率8割程度)。
- ・訪日後研修では、日本語研修のほか、看護・介護導入研修を実施する。

○就労開始後

- ・日本人と同様に、実務経験3年以上で介護福祉士の受験資格を得られる。在留期間は上限4年(平成20年度から平成27年度までに入国し一定条件を満たす候補者はさらに1年の滞在延長可)。試験に不合格で帰国した場合も受験資格はあるため、次回以降来日し再受験が可能。
- ・受入れ施設での就労・研修中の学習支援としては、受入施設での学習経費の支援(候補者 1人あたり年間23万5千円以内、受入施設の研修担当者への手当(1施設あたり年間8万 円以内))、外国人介護福祉士候補者学習支援事業(集合研修、通信添削指導等)、国際厚生 事業団による受入支援(相談窓口の設置、巡回訪問、学習教材の配布等)等がある。
- ・試験上の配慮として、漢字へのふりがな付記、難解な表現の言い換え、疾病名等の英語表 記等、試験時間の延長(1.5倍)が行われている。

(2) EPA介護福祉士候補者のレベル感

〇日本語能力

・インドネシア、フィリピン候補者の要件であるN5程度は、基本的な日本語をある程度理

解することができるレベルである。訪日後日本語研修は、合宿形式で6カ月間行われる。

- ・ベトナムからの候補者は訪日時点でN3以上をとっているため、次はN2、N1をとろうという積極的な人もいる。
- ・受入施設で就労する段階(訪日後日本語研修終了時)で、平成28年度入国者の約9割の候補者がN3相当になっている(日本語試験相当の試験を実施)。受入施設へのアンケートでは、4年目の国家試験の受験、施設での就労を考慮すると、就労開始時でN3程度は必要ということだった。

○介護技術

- ・3 カ国には日本のような介護概念がないため、入国時の介護技術の知識はほとんどない(看護学校の実習で高齢者の身の回りの世話をしたことがある程度)。ただ、日本に留学して介護施設でアルバイトをしていたり、現地の日本語学校等で日本の基本的な介護を学んでいたりする人もいるため、個人差がある。
- ・訪日後の介護導入研修では、通訳を交えて 42 時間の初任者研修レベルを扱う。座学だけでなく、ベッドやポータブルトイレ等も使用し介護技術を学べるようになっている。
- ・介護導入研修では標準的な内容を教えるため、受入施設における実際に使われているもの (介護技術・専門用語の言い換え方等)とは異なるとの話が候補者から聞かれる。方言に も苦労しているようだが、巡回訪問をしていると1年間程度で慣れていると感じる。
- ・介護の技能は各受入施設において研修計画書でステップアップを図ることになる (EPA の主眼は介護福祉士国家試験に合格すること)。
- ・EPA介護福祉士候補者が従事する介護業務の従事率としては、「移動介助」「排泄介助」「着脱介助」「食事介助」「口腔ケア」「入浴介助」が9割以上、日本語能力が必要となる「介護記録の作成」「月例会議への参加」「申し送り」が6割台となっている(平成27年度巡回訪問調査)。

(3) 学習支援

- ・1~3年目それぞれに、配布教材による勉強、集合研修、通信添削を繰り返し実施する、 介護福祉士資格に向けたカリキュラムを作成している。
- ・施設におけるOJTでは介護の理念や各行為の行う理由を含めて指導するよう依頼している。
- ・制度当初と比べ、日本語研修の内容が充実してきたため、介護に関する研修の内容は前倒 し傾向にある。
- ・就労開始は、ベトナムは8月~、ベトナム・フィリピンは11、12月~となり、1月の漢字 統一試験から3カ国の足並みがそろう。
- ・集合研修の講師は6人(専門学校や大学の先生)。日本語の専門家も講義に立ち会うため、 介護・日本語それぞれの専門家が協働で対応している。
- ・標準的な学習プログラム (例えば、1年目は技術的なことや施設の中のことを学ぶ等) は

提示しているが、入国時期のずれ、個人の日本語能力の差により、あくまでも標準的なものとなっている。施設によって独自プログラムを実施していたり、学校に通わせていたりすることもあり、それによる差もある。

〇1年目

- ・導入研修として、「看護・介護の言葉と漢字ワークブック (やさしい漢字とカタカナ語)」、 及び母国語 (インドネシア語・英語・ベトナム語) に対応した「介護の言葉と漢字」ハン ドブックと、ワークブックを配布している。
- ・日本語の長文読解に慣れるため、国家試験で出題された事例問題を初級・中級・上級のレベルに書き直し、読解練習でき、「段階別事例問題読解」も導入研修時に配布される。
- ・漢字と語彙、文法問題の捉え方等、国家試験対策の学習に取り組むための準備段階の教材 を配布。
- ・2年目の国家試験対策に備えて、イラストを多用したストーリー仕立てで楽しく学べる教 材を配布。新カリキュラム全てを網羅していないが、ポイントを押さえた内容となってい る。

○2年目

- ・ 新カリキュラムの4分野に対応した教材を配布し、1年間かけて学習する(3年目も使用)。
- ・日本語版のみ(言葉の意味や英訳、ふり仮名対応は必要に応じて実施)で、日本人向けの 教材を候補者向けにリライトしている。

○3年目

- ・全体の学習をした後のポイント集を配布している。最終チェック用として、年度後半(9 月頃)に配布している。
- ・実践として、集合研修で模擬試験を行い、解説講義をおこないながら候補者の弱点となる 分野や問題を取り上げている。

(4) その他

- EPA候補者をみていると、カタカナが苦手な人が多い。
- ・早い段階で"日本の介護"のイメージを持ってもらうことが重要だと感じる。介護の経験 をしたことがないため、最初は現場で衝撃を受ける候補者もいるようだ。
- ・看護課程を修了していることから、こころとからだのしくみや新たに加わった医療的ケア については、苦手意識が薄いように感じる。
- ・申し送りの方法、記録の書き方、カンファレンスへの対応については合格後も相談が多い ため、合格者を対象とする介護現場でより使える日本語研修(日帰り研修)を実施してい る。合格後は、特に書く力が求められることになる。
- ・働きながら、1年間でN4からN3になるのはかなり難しいのではないか。

2. 施設へのヒアリング

【法人Aへのヒアリング結果】

○基礎情報

法人概要	・東京 23 区および多摩地区で、複数の医療・介護サービスを展開 ・介護関連事業所数 31、従業員数 660 名
法人の人材 育成の体制	・常務理事の直轄組織として、2年前に人材開発室を新設(介護分野) ・介護部門の人材育成について、OJTだけでなくキャリアパス等も含めた体系化 を図っている
受け入れ外 国人の基本 属性	・現在の外国人介護職員は12名、全員が日本の永住権を取得している(母国はフィリピン) ・在職期間は3カ月~8年、介護職員初任者研修修了者(ヘルパー2級取得者)が8名 ・学歴は様々だが、介護関連の業務経験は全員なし ・全員が有期雇用契約(限定的な勤務シフトを希望しているためであり、日本人との区別はない)

1. 外国人受け入れ体制について

- ・外国人の雇用に至った特別な経緯はなく、人材派遣会社(外国人向けに、ヘルパー2級資格の取得支援を実施)からの紹介があって雇い始めた(記録上は8年前から)。
- ・外国人の雇用・業務にあたっては、日本人と同様の取扱いを行っている。特別な採用基準 や指導マニュアル等はなく、特別に外国人に対する指導者の育成は行っていない。また外 国人が業務にあたることについて利用者・家族へ了承を得る等の特別な対応も行っていな い。これまでのところ、利用者等から苦情を受けたことはない
- ・初任者研修の資格では実地経験が不要のため、雇用段階での資格有無によってスキルの差 は感じない。ただし、資格を持っている場合、基礎知識があるという安心感やケアの仕事 につきたいという明確な動機があることが多い。
- ・外国人の明るい性格はケアに向いており、未経験でも育成しようと思える。

2. 外国人介護職員の技術習得の特性

○求める語学力のレベル

- ・外国人の受入基準は、介護スキルではなく、利用者とのコミュニケーションが可能な簡単 な語学力があるかどうかである。
- ・語学力は、日常生活会話が可能な程度が必要と考えている。利用者との会話で分からない ことがあれば、日本人スタッフに確認できる程度、また、平仮名が分かる程度で良い。E PAの外国人の語学力レベルは、それほど高くない印象を持っている。
- ・利用者と接してニーズを聞きとることが介護の基本。利用者にとってみれば、自分の言っていることがきちんと伝わらない人に安心して身体を任せることはできないであろう。会

話ができなければ、ケアに必要な声かけや状態の見極めも困難であるため、施設としては、 そのような外国人に対して直接介助は任せられず、結果、掃除や片付け等限定的な業務に ならざるを得ない可能性がでてくる。語学力が低いと、指導を受けたことへの理解も難し くなるため介護スキルの実地経験を積むことに支障がでる。

○語学力(読み書きや専門用語)への対応

- ・文章化や日本語的な表現が苦手な(片言な日本語、微妙なニュアンスが変わってしまう) ため、情報開示を求められるような類の記録については、記録業務は任せられない。現在 は、日本人スタッフが聞き取りの上、入力を代行している。
- ・記録を除けば、基礎介護は外国人でも問題なく可能。OJTでは、日本語の微妙なニュアンスが伝わりにくく、英語変換でも意味合いが変わってしまうため、専門用語は分かりやすく言い換える等工夫している(例:嚥下⇒飲み込むこと)。
- ・外国人技能実習生の受入では、言語を変換したマニュアル等が必要になるだろう。

○日本文化への対応

・全員が日本の永住権を持っているため、これまで特別大変なことはなかった。外国人技能 実習生の場合、日本文化を知ろうとする意識がしっかりあるかは不明なため、大きな課題 になるだろう。日本人のケアをする上で、先の言語と同じく、日本の文化を知る意識は重 要と考える。

○受入施設の対応

・受入施設は、単なる欠員補充的な人材確保の観点だけの施設では指導を行うことは厳しい。 多様な人材を確保し、育成するという広い視点で、業務後の語学勉強の企画等、長期的な 計画を立てて実施するところであれば対応はできるだろう。英語版の教材や日本語を学ぶ 仕組み、外国人技能実習生の指導者は必須になるのではないか。

3. 技能実習生が取組む介護の項目について

○技能実習生に求めるレベル

- ・初年度業務は、リスクの低い業務や間接業務にならざるを得ないのではないか。大学・専門学校1年生の初めての実習がイメージとしては近いのではないか。
- ・判断能力は求めず、手に職をつけるレベルを求めるとすれば、初年度に必要なことは、報告することや、帳票の使い方を覚えることとその理由付けを理解できる程度で良いのではないか。実習生に食事の片付けを教える場合は、「入れ歯の人は入れ歯を外したか」「残しているものを他のスタッフに報告できたか」「片付けをその場でしっかり行ったか」「口を拭いたか」というような「手順」を指導するイメージである。

○評価項目のレベル感・順番

- ・技能実習生に求めるレベルによって、現行項目をそのまま使えるかどうかの検討が必要に なる。
- ・ルール設定(使う道具や手順、時間割等)できるものは難易度が低いが、利用者の状態像に合わせた声かけ等の臨機応変な対応が必要になるものは難易度が高い。
- ・介助の一連の流れの中でも、準備と片付け部分はルールに該当するため、初年度に教え、 残りの部分は2年目に教えるといった検討が必要になるのではないか。

○それぞれの介助について

【入浴介助】

・衣服の準備や日本人スタッフが見守る中での着替え、身体を洗うこと等は、ハードルは高くない。

【食事介助】

- ・食事介助は、飲み込みの確認・食べる順番の声かけをするように伝え、その行為を日本人 スタッフが見守る形であれば問題ない。実習初日・2日目から、食事介助が比較的容易に 行える利用者に対して、手本をみせながら取り組んでもらっている。
- ・口腔ケアを嫌がる利用者は多い。口を開けることを嫌がる利用者に対し、声かけを行い、 最後に口の中の確認を終えて声かけするまでの一連の行為は、慣れている日本人スタッフ でも不安を感じる部分。義歯のブリッジで口腔内を傷つけてしまうことや、口腔ケアがで きないために、食物残渣で誤飲等のリスク等を十分に教えた上で行う必要があり、難易度 は高い。

【排泄介助】

- ・外国人でも介助しやすい。
- ・おむつ交換はルールが決まっており (パットの種類・洗い方・道具・タイミングが決まっている)、利用者に最低限の声かけと確認ができれば可能。

【移乗・移動・体位変換】

- ・体位変換はルール(手順、道具等)が決まっており、また、不測の事態は起こりにくいため、 難易度は高くない。
- ・ 杖歩行介助は、利用者のタイプを理解しないとできない。 状態像に合わせた声かけが必要 なため意外と難しい。

【法人 B へのヒアリング結果】

○基礎情報

○基礎情報	
法人概要	・東京多摩地区の市で、複数の医療・介護サービスを展開。
	・介護関連事業所数3
法人の人材	・「未来プラン」は、施設が独自に 10 年がかりで進めてきた職員のキャリアアップシ
育成の体制	ステムであり、全職種の職員に対して実施している。職員自身が、①自分自身の将
	来がみえる、②自分の働き方を選ぶことができる、③自分のキャリアプランをつく
	- ることができるというコンセプトで、職員の自発的なモチベーションを引き出すこ
	とを主眼につくられた。
	・介護業界で人事評価システム実践の実績を持っている社会保険労務士を顧問に、管
	理職、指導職とのミーティングを重ね、職員にも公表をしながら作成した。
	・等級制度になっている。
	・状況に応じて常勤、パートの働き方を選べるようになっており、それぞれに等級を
	設定、賞与、昇給に反映されている。
	・まだ始まったばかりの制度であり、今後、現状に即したかたちへの変更等、さらに
	精度を高めていく。
	・職能評価と行動評価という2つの軸があり、職能評価(レベル認定)は月々の基本
	給に反映され、レベルによって処遇改善加算の分配金額が変わる。
	・評価後には必ず個人面接を行っている。未来プランの周知も含め、自己評価との食
	い違いもその場で話し合い、普段の悩みも含めて面接で対応している。
	・給与も含め働く条件は同じであるため、EPA介護福祉士候補者へも日本人と同じ
	ように実施している。
	・職能評価に日本語能力(内容の理解力等)が影響し、処遇改善加算の分配に差が出
	ている。
受け入れ外	・EPA介護福祉士(候補者)の受け入れは2名。(※日本語能力試験のレベルは不
国人の基本	明。)
属性	
	EPA介護福祉士1名(女性・30歳代・フィリピンより)
	日本語学校を出ており、また、EPA前に日本での就労経験もあったため、日本語
	レベルは漢字も含め理解は高く、受け入れ当初から日常会話に問題はなかった。介護
	の知識もあり特に教える必要はなく、業務に入っても問題はなかった。
	EPA介護福祉士候補者1名(男性・30歳代・フィリピンより)
	1月に国家試験受験を予定している。母国では看護師であり、他の施設でも2年近
	く働いてからの受入であったため、技術に問題はなかった。日本語能力については、
	当初は会話でも多少分からないところがあるようにうかがえた。現在は、訊き返すこ
	とのできる口頭ベースなら問題はなくなってきているが、記録作業(書くこと)や長
	い文章内容で理解で苦労をしている。

1. 外国人 (EPA介護福祉士候補者) の受け入れ体制と人材育成

- ・研修や未来プランにおいて外国人への特別な扱いはない。ボランティアが週1回行っている日本語教育やOJTの中でのマンツーマンによる口頭ベースでのやりとりがプラス α の部分になる。
- ・職員数が絶対的に少ないため、相談できる相手がその場にいるかどうかが問題となる。必要なときに必要な回答をその場でできるということが一番だと思う。
- ・施設入所者重度化の傾向で人手不足が進み、研修時間を確保する余裕がなくなっている。 働き方の多様化で職員間でも顔を合わせる回数が少なくなった。研修の方法を根本から見 直す必要がある。
- ・EPAの追加応募はしていない。事務職員を1人多く配置しているが、施設規模の問題もあり、スタッフが足りていない。技術が不足している新任職員と比べても、日本語のフォローが必要なことへの負担は大きい。
- ・新しい事業として、法人としてはベトナム人の受け入れを始めている。来春4名が専門学校に入学、学校との連携を構築している。院長が先日ベトナムに行って5人を確保してきている。法改正の中で、信頼できる仲介業者を通じてのやり取りになっている。

2. 技能実習生に求められることについて

○EPA介護福祉士候補者の現状

- ・利用者への対応は非常に明るく、笑顔や優しさは日本人以上で人気もあり、反応はいい。 広報で受入や資格取得の周知をしている。
- ・とにかく家族が優先という文化の違いから、休暇の取得等で業務に支障が出ることがある。
- ・決められた業務はできるが、その場での判断が必要なこと (入退所時の家族対応やクレーム処理等) は、日本語能力の不足により、個人差はあるが難しい。

〇日本語能力

- ・受け入れるときに、日本語がどこまで理解できるのか把握できていなかった。
- ・例えば、記録を正確に書くことが難しい、試験問題文の意味が理解できないといった段階 では、記録や申し送りといった重要な業務で支障をきたすことがある。
- ・通常の業務内においては、その場での日本語内容の理解と判断が必要とされるが(予め対応を予測することができない)入退所時の家族対応やクレーム処理等の場面以外、分からなければ訊ねることができるため大きな問題はない。
- ・タブレットの活用や記号化・数式化で対応可能な部分もあるのではないか。

○技能実習生に求められる最低ライン

・①利用者を怒らせない、②生命を危険に晒したり、ケガをさせない(ある程度のリスク回避ができる)、ということが最低ラインとなるのではないか。リスクの低い業務や他の職員の指導の下で行うということが考えられる。

3. 技能実習生が取組む介護の項目について

- ・介助の種類(入浴介助、食事介助、排せつ介助等)でレベル分けをするのではなく、ルールに従うことを基本とした行為を難易度の低いものとし、コミュニケーションが必要とされる行為(判断、報告、人との関わり等)を難易度の高いものとすべきではないか。
- ・5年で「指示なく、自分で判断する」ということは難しいかもしれない。
- ・移乗と「外国人介護人材受入の在り方に関する検討会中間まとめ」で関連業務とされた間接業務(記録、申し送り等)は必須業務ではないか。身体に関わることだけが必須業務というわけではないと思う。また、物品の請求等が関連業務に含まれるのではないか。
- ・入浴介助自体はリスクが高いためレベルも高く設定されているのかもしれないが、利用者 も一番リラックスしており、話が分からなくても、利用者さんとの関係が築ける場面となっている。移乗中等他の業務の中ではあまり話す機会がない。また、入浴介助は一対一での対応ではないため、分からないことがあれば周りの人にフォローしてもらえる。利用者、職員両方とのコミュニケーションが同時にできる。そのため、最初は入浴介助から始めている。
- ・個々で状態が異なるため、ある程度熟練していかないと口腔ケアは難しい。看護師でさえ 難しいこともある。また、認知症の口腔ケアは別に考える必要がある。義歯を出してもら えない、指示通り動いてもらえないといった声かけのところで、日本語能力が低い段階で は難しいと思われる。
- ・食事介助での利用者の覚醒状態を確認する行為については、現在の設定どおり難しいと思う。利用者の状態に合わせた介助が必要で、判断が必要とされる。5年目くらいが妥当ではないか。病気の理解までは難しいかもしれないが、異変に気付けるかどうかが大事になってくると思う。食事前、食事中に具合が悪くなる方も多い。3年では厳しいと思う。

【法人Cへのヒアリング結果】

○基礎情報

法人概要	・東海地方を中心に介護サービスを展開
	・職員数 1,080 名程度(パート含む)、うち正職員 6 割強、介護職員 580 名程度
	・介護部門と看護部門等の部門制、各事業所の施設長による管理体制をとっている
	(部門は、施設長、部長、次長、主任、リーダーの構成)
	・介護職の離職率は、正社員 10%程度、パート 14%程度
法人の人材	・法人人事が、採用と新人研修(約1か月間、合宿含む)を実施
育成の体制	・採用は毎月あるため、月初めに中途採用者の研修を実施
	・配属後、現場が各施設別の研修を実施
	・全職種研修は、法人概要・安全衛生等の基本事項について実施。職種別研修は1~
	3日程度(経験/未経験別)の現場研修(法人が運営する専門学校の教室・実習室・
	ベッドを使う)
	・外国人も同様に行う。最初の大量採用時は日本語レベルが不明だったため、別枠で
	実施
受け入れ外	・現在の外国人介護職員は74名(退職者も含めれば、5倍程度いる)
国人の基本	・在職期間は、1年未満が13人、1~2年未満が10人、2~3年未満が7人、3~
属性	4年未満が7人、4~5年未満が4人、5年以上が33人
	・母国は、ブラジル、インドネシア、フィリピン、韓国、タイ、中国、ベトナム、ボ
	リビア、ペルー
	・現在の日本語能力は、N5相当2人、N4相当38人、N3相当27人、N2相当7
	人
	•介護福祉士3名

1. 外国人受け入れ体制について

○受入のきっかけ

- ・人材確保の観点から 2008 年春のE P A 説明会を聞きに行き、初めて外国人が介護人材になりうるとの視点を持った。役員会で検討した際、地域のブラジル人に活躍してもらえないかという話になり、E P A ではなく、ハローワークや地域団体等地元へアプローチすることにした。
- ・最初はあまり反応がなかったが、2008年秋のリーマンショック以降、数人から問い合わせがあった。以後、口コミで広がり、外国人の雇用経験がなかったなか、11~12月頃に一気に10~20人を採用した。

○採用開始当初の育成方法

- ・1週間前に来日したような人もおり、外国人介護職員の日本語能力は必ずしも高くない。 当初は、N3、N4がどの程度か分からないまま雇用を始めており、日本語力は個人によってばらつきがあった。
- ・採用開始当初、多くの外国人を採用することになったため、介護の勉強や日本語を学ぶ時間が必要と判断し、職員採用の一環として一箇所に集まる教室型で2ヶ月間の研修を行っ

た。

- ・当時あったヘルパー3級程度の講習を学校の授業として内部研修を行った(2級は難しいと判断)。実習は、各個人のレベルが異なるためグループ別に行った。また、現場を知ってもらうため、グループ単位(2~3人)で各施設に派遣した。日本語については日本語ドリルで勉強してもらった。
- ・寺、神社、古い家(調度品や食器等を展示)等に連れて行く等、日本文化に触れる機会も 設けた。介護は、ただ日本語を覚えれば良いというものではなく、日本文化に触れること で、高齢者の気持ちやなぜそのような仕草をするのか汲み取ってもらいたいとの思いがあ った。

○最近の採用方法

- ・外国人介護職員の採用開始当初と異なり、日本語能力を確認している。日本語能力のある 人を採用しているため、採用開始当初の育成方法はとらずに、早期に現場に入ってもらう ことが増えた。
- ・採用基準は、外国人が聞き取りやすいスピードと単語(文章では分からないことがあるため)による会話が分かるかどうか。最低でも、単語に対して返答できるレベルが必要。例えば、「どうしてここに来たのか」「誰に聞いてきたのか」と質問をした場合、「○○さんに」「私の友達」と、文章として成立していなくても、単語で回答しても可としている。レベルとしてはN4程度ではないか。
- ・本人が電話で応募することは少なく、誰かの紹介によって履歴書が送られてくることが多い。面接日程を電話で決める際にトラブルがないか、きちんと面接日に来られるかも一つの目安となる。
- ・面接で、簡単な日本語でレベルを確認し、できなければ外国人用のN4レベル相当から抽出した問題を解いてもらう。また、YG性格検査(日本語のCDを聞いて、○をつける)も受けてもらうほか、介護経験(実践有無)も聞いているが、人柄が良ければ経験はそれほど重要視していない。

○最近の育成方法

- ・採用開始当初に行った育成方法については、日本語ができない人を対象としていたため、 現在では実施していない。個人によってレベルが異なるため、一括した教育プログラムは 用意できず、現場対応となっている。
- ・日本人リーダーが日本人スタッフと同様に、現場で外国人介護職員を指導している。外国 人介護職員に日常的な困りごと等がある場合は、日本人リーダーが部長に報告することが 多く、ホットラインになっている。
- ・現場でも、日本語のマニュアルの漢字に仮名を振ったりはするが、翻訳はしていない。既 に同じ母国語を話す職員が配属されていれば、その職員を介して指導することもある。
- ・以前、行政のモデル事業として、外国人介護職員が職場に定着するための日本語研修を実施したことがある。日本語能力があまり高くない職員を対象に週1回、3カ月間実施した

が、講師が介護現場でどのような日本語が必要なのか押さえられておらず、職員の日本語 力向上にはあまり効果がなかった。

○指導側の育成体制

- ・外国人を指導するための指導者教育は特にしていない。各々が伝え方を工夫している。指 導内容は基本的に日本人と同じであるが、現場レベルでは外国人介護職員に対する指導方 法は統一されていない。
- ・外国人に対する指導マニュアルはあった方が良いとは思うが、おむつ交換や入浴等の基本的な事項の研修を行った上で現場に配属されているので、今のところそれほど必要性を感じていない。現場では、現場の流れや利用者とのコミュニケーション理解、チームワーク等の+α面をフォローすることになる。フォロー部分を統一したものがあれば良いが、利用者によって対応が異なるため、現場でなければ分からない。

○日本・外国の文化対応

- ・利用者とのコミュニケーションを図る上では、日本の生活の根底にあるもの、祝日の意味 等も含めた日本文化への理解が重要になると考えている。高齢者が生活してきた大正から 昭和初期の生活習慣等を理解してもらうという趣旨である。
- ・外国の習慣もある程度は理解する必要がある。日本人は周囲との足並みを揃えるようなところが基本で、外国人の方がよく自己主張をする。現場レベルは外国文化を勉強して臨んでいるわけではないため、各リーダーや現場スタッフの理解度によって、違いが起こる(育ってきた環境や教育も異なると思える人と、日本のしきたりに則るべきという人がおり、現場レベルで統一できていない)。
- ・外国人は、「わからない」と言えない(言ってはいけない)と思うことが多いようで、理解 しているかは実際の行動で判断する必要がある。

○その他

・日本人と外国人の配置割合としては、外国人が多い場合でも5:1程度としている。1フロアで日本人11~12名につき外国人2名となっている。複数で介護できるため、入所施設の方が割合は高い。訪問介護や軽費老人ホーム、ケアハウスには配置しておらず、デイサービスや障害者施設に配置している。

2. 外国人介護職員の技術習得の特性

○求められる語学力のレベル

- ・日本語能力が一番の課題である。日本語能力が低いと、本当に理解できているか分からない。仕事で注意すべき事項を伝えても、理解できているかわからないので、仕事を任せられないということはある。
- ・日本語能力のレベルにより、介護スキルの上達度合いに差が生じる。また、日本人コミュニティに入っている人の方が、利用者への対応力は良いように感じる。

- ・介護行為を理解するための日本語能力と、実際の利用者への対応や会話するための日本語能力は異なると考えている。介護行為の重要性・リーダーの言葉の意味・自分がすべきことに対する理解においてはN3、N4程度で良いが、認知症患者の介護や利用者が言っている言葉の意味の理解となると日本語能力のレベルの問題ではなくなる。介護レベルと日本語能力のリンクは難しいのではないか。
- ・ルールが決まっていて指導しやすい定型のものにはN3、N4で対応できるが、日本人で もコミュニケーションスキルが必要なものとなると、さらに高い日本語能力とセンス、高 い日本語能力を活かしたより質を上げるための勉強が必要になるのではないか。

○介護技術:身体に触れない介護

- ・外国人に限ったことではないが、未経験者の流れとして、まずは職員に付いて見学(知る) ⇒家事援助のようなこと(食器やエプロンの洗浄、掃除等)⇒一緒に何かをする(おむつ交 換等、指示して何をするか理解してもらった上で一緒に実行)となる。
- ・着替えの好み等、利用者とトラブルが起こりうるため、一概には周辺環境の整備から始められるとは言えない。挨拶や「部屋に入りますよ」等の声かけ等の基本的なコミュニケーション、「洋服を出しますよ」「入浴ですよ」といった声かけができるようになると、身体に触れない周辺環境整備や準備の手伝いができるようになる。
- ・合格すれば次のステップに進むというような基準はなく、現場の主任やリーダーが判断している。判断にあたり、一定のレベル感のようなものはあるといえる。身体介護の有無により手当てが異なるため、本人と話し合い、現場のスタッフレベルで可能な仕事内容の共有化をしている。
- ・身体介助の仕事については、2~3ヶ月程度は任せられない(特養の認知棟の場合は、1 週間は利用者の顔と名前、身体的特徴等を覚えてもらい、その後、ボディタッチのある仕 事をしてもらう)。それ以上の日数がかかる場合は、本人の適性や現場で教えるリーダー(教 えようとするスタンスがある人と、外国人を嫌っている人で差が生じる)との関係等を判 断し、適した職場環境に変更する。
- ・職場を変更してもできない場合は、クリーニングや掃除等も介護の一分野と捉えているため、それらを担当してもらっている。
- ・日勤でも目を離すと危ないような人の場合、家事援助のような仕事は任せられても、ボディタッチのある仕事、服薬管理、食事介助(誤嚥につながる)、移乗(一人で介助して転倒・骨折につながる)は任せられない。

○介護技術:身体に触れる介護

・ボディタッチのある仕事は、リスクの観点から、移動(車いすを押す等)から始める。独 歩で転倒リスクのある人の付き添いはできない。食事介助の場合は、誤嚥の可能性のある 人はリスクが高いが、咀嚼ができて飲み込みも良い人であれば可能である。食事や入浴の どちらの介助が先か後かということではなく、利用者の状態によって可能かどうかの判断 をリーダーが行うことになる。

- ・排泄介助のトイレ誘導の場合、最初のレベルは、立位がしっかりし、自分で尿意・便意を 訴えることができ、見守りをすればよい人から始める。そこから徐々に難易度を上げてい くことになる。信用が基本となるため、日本人と外国人とで教える内容・順番に変わりは ない。
- ・ボディタッチができ始めた頃の日本語能力は、言葉で注意して分かり、反応できるレベルなら大丈夫だと思う。通訳が必要な場合や仮名を振った文書でないと理解できない場合には、すぐに対応できないため不安に感じる。また、いきなり一人に任せることはせず、リーダーが注意すべきところを注意して、できているかどうかを判断し、大丈夫な場合に次から一人で担当してもらう。すでに前段階の家事援助で指示を理解できているかは把握できているので、リーダーは注意されたことを直せるかを見極める。

○その他

- ・ 夜勤は記録や申し送り、緊急時対応があるためハードルが高いが、一部の外国人も行っている。 日勤はチームでフォローし合えるため、夜勤はレベルが異なる。
- ・記録は、日々のケースの記録や夜の様子を記録して日勤に伝えている。必ずしも日本人と 同レベルというわけではない。
- ・感染症対策や事故対応については、入社時に配布する介護職マニュアルに記載があり、座 学研修も行う。また、ノロウイルス等の危ないものについては、母国語で注意喚起の貼り 紙をしている。
- ・一人で動けるようになった場合、何かあったとき(けがを発見した時等、本人の判断は難 しいが異常が発生した場合)の連絡先等(常駐看護師等)は最初に説明するものの、その 他に特別な対応方法は教えていない。心配なときは他のスタッフに聞いたり、常駐看護師 に電話したりしており、問題ない。

3. 技能実習生が取組む介護の項目について

○身支度・衛生管理等

- ・日本人と同様に、介護職員は香水を付けない、大きなイヤリングを付けない、結婚指輪以外の指輪は付けないといったルールがある。今までに、注意したことと言えば香水で、その他の衛生面でのトラブルはない。説明さえすれば分かる職員が多い。
- 手洗いや消毒の方法等も入社時マニュアル(日本人と同様)に記載している。

○その他

- ・入浴については湯船につかる習慣がないため、お湯にゆっくり入ってリラックス効能があるといったことが理解できず、綺麗になれば良いとの感覚である。また、どのくらい湯船につかるのかといった判断が難しい(適時・適度なタイミングでの声かけ等)。利用者の好みは、口頭で指示するようにしている。
- ・顔だけの清拭、ひげ剃り介助、手浴・足浴を比べると、手浴・足浴の方が難易度は高い(入浴と違い一人で対応、温度管理、高齢者の場合は皮膚の状態等に気をつける必要あり)。

- ・障害者施設の場合、介護事業所と同じような項目ではそぐわない部分があるのではないか
- ・日本人と同様に、利用者の状態を確認しながら、周辺環境の整備→階層別(軽度な方から 重度の方)の身体介護へと適切に進められるよう、マネジメントする体制が作れるかどう かが重要

4. 外国人介護職員へのヒアリング

○ヒアリング対象者

・下表の2名にヒアリングを実施した。

		ヒアリング対象者①	ヒアリング対象者②
性別		女性	女性
出身国	/在日歴	ブラジル/約22年	フィリピン/-
雇用形	態	日勤(夜勤なし)	常勤(夜勤あり)
現在の	施設の就労年数	7~8年程度(就労前の介護経験なし)	7年目(就労前の介護経験なし)
就労	日本語能力試験相当	N3相当	N4相当
開始	話す:意思疎通の程	問題ない	概ね問題ない
時	度		
	話す:難しい語句	ときどき言い換えが必要	言い換えが必要
現在 日本語能力試験相当		N2相当	N3相当
	話す:意思疎通の程	問題ない	問題ない
	度		
	話す:難しい語句	理解している	ときどき言い換えが必要
現在の	介護レベル	介護福祉士、	旧ホームヘルパー2級、
		上級レベル (支援計画策定レベル)	上級レベル(支援計画策定レベル)
記録業	終の有無	あり(個人ケース記録、フロア記録、申し	送り(必要があれば記載))

○日本の介護現場で最初に驚いたこと/戸惑ったこと

- ・入社前は介護経験もなく、要介護状態の人と接したこともなかったため、一人でトイレや 入浴ができないこと、人が衰えていくことに非常に驚いた。重度障害者のことも知らなか ったため、最初の配属先だった知的・身体障害者施設では非常に驚いた。〈①〉
- ・介護経験がなかったため、特に疑問もなく講義を素直に聞いていたが、実際の現場は異なっていた。教えてもらうときは余裕をもってできるようにと教えられるが、その通りにはなかなかならない。〈①〉
- ・学校と実際の現場は異なる。最初の配属先は特養だったが、**人によって同じ利用者への対応の教え方が異なることがあって混乱した**。〈②〉
- ・最初は分からないことばかりで最後までできない部分はあったが、理解できていないから 怖い思いをしたという経験はない。逆に慣れてからの方が怖い。〈①〉

○言葉による戸惑い(日常生活と介護現場での日本語の違い)

・専門用語は日常生活会話と全く異なり、分からなかった。入社後のヘルパー3級の受験で、 先生に色々と教えてもらったため、(すぐには使えなくても)ある程度の意味は理解できた。 また、同じグループに母国で看護師をしていた人がいたため、分からないところを母国語 で教えてもらっていた。細かい経緯や背景を教えてもらうことで分かりやすくなる。例えば、「辱そう」は、言葉としては習っても、本当にそのような状態になるのか想像もつかない。専門用語の言葉自体は学校で教えてもらえるが、どのような状態かは、現場で働いて初めて一致した。〈①〉

・今は日本人と変わらず仕事ができているが、就労年数をいくら重ねても新しい言葉は次々に出てくる。その都度、意味等を日本人に聞いて説明してもらっている。勉強しても忘れてしまうため、何回も繰り返すことでやっと覚えられる。1年程度あれば、介護の言葉は理解できるようになると思う。〈②〉

○日本語の習得について

- ・技能実習生の場合、勉強したい、知りたいという人が多いのではないか。言葉は非常に難 しいと思うが、来日して結婚し、ゆっくりと日本語を身につけるような人と比べれば、ど んどん伸びるだろう。〈②〉
- ・日本語ができないうちは、頼まれごとに対応したい気持ちはあっても、分からなくてできなかったり、対応してもやり方が異なったりする。その場合、「教えたのに」「この子に任せられない」と言われてしまう。教える側は1回教えたから分かるだろうと思うかもしれないが、1回で覚えられるかどうかは人によって異なる。〈①〉
- ・言葉が分かれば教えてもうことができ、分からないところを自分の言葉で聞くことができる。日本人スタッフに、分かっていないことを理解してもらえれば教えてもらえる。分かっていないことすら分かっていない/分かったつもりになっている場合の対応が難しい。まずはコミュニケーションが必要になる。特に忙しいときに時間がなく、細かいことを説明できない場合等は、聞き直すこともできず、教える側・教えられる側の双方が分かっているつもりで進めていることがある。〈①〉
- ・外国人介護職員であることに対する利用者のストレスは0とは言えないが、日本語ができると壁は低くなるだろう。利用者に良いケアをしたいといくら思っていても、言葉の壁に当たってしまう。利用者が伝えたいことを理解できないと信頼関係は生まれない。

○仕事ができるようになるまでの期間

- ・入社時に日常会話ができてコミュニケーションもとれていた。分からない点は細かく説明 してもらえれば分かるため、基本的な仕事は半年程度でできた。ただ、毎日様々なことが 起きる。〈①〉
- ・人によって異なるが、仕事に慣れるまでにそれほど時間はかからない。<②>

○マニュアルや相談員の必要性について

- ・基本的な仕事内容に関する母国語のマニュアルはあっても良いが、通訳や常に指導者がいる必要はない。本の言葉と実際の現場での使い方は異なることがあり、あまり頼り過ぎると良くない。現場で覚えていく方が正確で早いように感じる。〈①、②〉
- ・専属の相談員等はいた方が良いのかもしれないが、常にいるとは限らない。また、頼りす

ぎて自分で勉強や努力をしなくなる恐れがある。

- ・障害施策分野のジョブコーチは、作業自体を教えてもらうには良い。ただし、人とのコミュニケーションや利用者のケアは日によって異なるため、作業さえできれば良いわけではない。例えば、半年間、コーチを頼りにすると、その間と異なることが発生した場合に対応できない。自分でどんどん覚えていく必要がある。〈①〉
- ・母国語で話すと日本人では話している内容が分からないため、間違っていても指摘ができない。そのため、仕事も日本語で話をするようにしている。〈①〉

○その他

- ・国民性による違いは大きいと思う。日本人は非常に細かく、厳しく、周囲に迷惑をかけないようにしようとするが、外国人はそこまでではない部分がある。全てを日本人風にする等、どちらかに合わせるのは難しい。ある程度は、日本人にも理解してもらえるとバランスが良くなるのではないか。〈①〉
- ・今でも夜勤を怖いと感じることはあるが、もしものときの対応が分かっているため問題はない。<②>

【法人 D へのヒアリング結果】

○基礎情報

○基礎情報	
法人概要	・平成 16 年 4 月に開設。入所施設が 100 床。3 フロアあり、2 階は 30 名で認知症の
	方のフロア。3、4階が一般棟という形で3階に34名、4階に36名の方がいる。
	1階には通所リハビリテーションが併設されており、35名定員。
	・職員数は、全部の場所を合わせると、92~93名ぐらい。介護士は常勤・非常勤合
	わせて 35 名、看護師が常勤・非常勤合わせて 11 名。
法人の人材	【人材育成】
育成の体制	・新人に関しては法人で入職前研修を行っている。各施設に入職する前に、身だしな
	みや社会人としての心得を指導、勉強してから施設に配属される。
	・配属先では、新人の場合はチェックシートを使い、1つの業務に対する履行状況(回
	数)を把握している。もう少しフォローが必要という場合は、職員の能力に応
	じて臨機応変に対応している。
	・なお、経験者であっても、訪問介護しか経験がない場合には、入所、夜勤が初めて
	となるので、能力確認のためにチェックシートを用いる場合もある。
	・夜勤も含め、安心して任せられるようになるまでは、早い職員で3カ月前後。安心
	と言うと1年ぐらいになる。夜勤に入るのは半年ぐらいが多い。
	・シフトで動いているので、最初のうちは日勤中心だが、徐々に変則勤務となる。そ
	のときにチェックシートを用いながら、実施していないものや、本人が自信のない
	ものを選んでもらい、優先的に指導している。
	・チェックシートには、実施した日にちを入れていく。どのくらい間隔が空いている
	かも目安になる。基本はまんべんなく行っていく。その中で得意、不得意を見極め、
	こちらで判断してもう少し指導が必要なものは行っていく。一日の業務で、どの曜
	日も利用者の身体介助は入る。指導の順番が特にあるわけではない。
	・法人で、何年目に何の研修を受けるという研修計画がある。
	【人事考課】
	・年に2回、考課表を用いて、まずは本人に自己評価をつけてもらい、つけたものを
	副主任、主任が一次評価というかたちでチェックを入れていく。最初に自己評価の
	部分で本人の目標等書いてもらうのと、半期やってみて前回の目標がどの程度達成
	できたのか、できていなければ次にどうつなげていくのかということは書いてもら
	うので、それを見ながら一次評価者と本人で面談をして、評価や目標の修正や方向
	性をつけていく。
受け入れ外	・母国は中国1名。
国人の基本	・40 代後半で、介護専門学校の学生。現在、在学2年目で、日本語能力はN1。専
属性	門学校を卒業により、介護福祉士の資格を取得する見込み。

1. 外国人受け入れ体制について

○受入れのきっかけ

- ・日本国籍を持っている外国出身者(フィリピン)はデイケアの事業所にいる。言葉は問題なかった。基本、通所なので、身体介助はほとんどなく、日々の活動を一緒に行うかたちなので、技術的なもので支障が出たという話はなかった。
- ・中国人の学生は、隣にある特養に実習に来た。学校から、もっと施設を勉強したい、前回 特養で勉強しているので、老健の方でも勉強したいと本人が言っているとの連絡を受け、 学校が終わってから、夜までの時間、老健へパートに来てもらうことになった。
- ・10月1日から、実習のあるとき以外は週5で学校のある平日は15時~20時、土曜日は朝の9時~18時で、パートに入ってまだ2カ月ほど。

○業務内容

- ・学生ということもあるが、慣れてもらうため2~4全フロアを期間に応じて入ってもらっている。パートなのでローテーションには入らず、まずは補助的な業務を行っている。
- ・ゴミ集めや部屋の環境整備のほか、指導の下で、食事の見守りや食事が止まってしまう方 への声かけ(促し)をしている。敬語を話すのは難しい。利用者の状態を説明した上で、 見守りに入ってもらうこともある。
- ・専門学校において実習の経験はあるものの、まだ身体介助は任せていない。
- ・髭剃りやドライヤーをかけることは通常の実習生(日本の学生等)には行ってもらっているが、まだ機会はない。口腔体操も入れているが、言葉の問題もあり、まだ本人が様子を見たいといっているので行っていない。

○育成担当者(リーダー)の認識

- ・外国人に対しては、文化や言葉の部分で最初はネガティブなものも持っていた。しかし、 最終的には"人柄"だと思う。
- ・技能実習生については、介護人材の確保の点からも、ある程度受け入れていくべきだと思っている。介護を受ける側には抵抗があるかもしれないが、一緒に働くと考えた場合に、何か大きな支障があるかといえば、そうではない。色々な施設の方や学校の先生と話しても、介護を学びたくて来ている方々なので積極性がある。技術の部分でもしっかりと学んでくれるという話をよく聞く。

2. 外国人介護職員の技術習得の特性

○求められる語学力のレベル

- ・専門学校生なので、今のところ専門用語に関しては支障がない。言ったことの理解もすぐ にできる。身体介助の見学は始めている。
- ・報告はその都度。記録はおこなっていない。記録に不安を感じているのは事実。ただし、 音声入力ソフトも出ているので、ある程度書かなくても、会話ができれば、フォローはで きると思う。

・日本語能力があまり高くなくても、気持ちがあればできる部分はある。

○日本人との違い

- ・コップ消毒ひとつにしても、なぜ定期的に消毒するのか分からないといった衛生観の違い等はあった。物事の意味をしっかり説明していく必要は感じており、こちらが丁寧に教えると、素直に受け止めてくれる。今は説明がなくても理屈がわかってきた。
- ・非常に明るく、中国語を教えてほしいといった要望が出る等利用者の反応も良い。

3. 技能実習生が取組む介護の項目について

- ・おむつ交換の「しわがないように整える」という項目は、日本人でもきちんとできている か、心配がある。
- ・既往歴や生活歴は、文化の違いで、バックグラウンドをイメージすることは難しいかもしれない。
- ・杖歩行は、利用者ごとに対応する必要があるので簡単ではない。
- ・自分と相手に対して負担をかけない方法とを身に付けるため、移乗の難易度は高いのでは ないか。

4. 外国人介護職員へのヒアリング

○ヒアリング対象者

		ヒアリング対象者①
性別		女性
出身国	/在日歴	中国/約1年10カ月(2015年4月1日)
雇用形	態	日勤 (夜勤なし)
現在の	施設の就労年数	パートタイム。10月1日から。実習のあるとき以外は週5日。
		平日 15 時~20 時、土曜日 9 時~18 時。
就労	日本語能力試験相当	N 1
開始	話す:意思疎通の程度	問題ない
時	話す:難しい語句	介護の専門用語も問題ない
現在の	介護レベル	介護福祉士資格取得見込み
記録業	務の有無	なし

〇日本語能力

- ・中国でベアリングを作る会社に25年間勤務。日本との合弁会社で、役に立つと思い会社で 勉強をした。その後、1年間仕事を休職し、日本語の勉強をし、復職。
- ・その後は、日本語を忘れないよう、日本のドラマ等を見て、スキルが落ちないようにして いた。

○日本の介護現場で最初に驚いたこと/戸惑ったこと

- ・中国の介護がどのような状況か知らない中で、日本の介護の現場を見て驚いた。認知症が 多い。介護という仕事を知らなかっただけで、そういうものだと納得した。勉強をする中 で、仕事にやりがいがあると思った。
- ・覚えにくいというものはないが、職員により介助の方法が異なっており、混乱する。指導 内容が統一されるといい。
- ・根拠を学ぶことが必要で、そのためには指導者の教え方が重要。どうしてこの方法なのか を教えることが必要で、教えてもらわないと理解ができず、実践ができない。

○仕事ができるようになるまでの期間

- ・利用者のことが分かったうえでが前提。フロアの様子、利用者については1週間ぐらいで、 だいたいわかる。半月ずつフロアを移動しているので、重度の利用者の様子はわかってきた。 食事の介助であれば重度の利用者でもできる。
- ・経験のない介助に関しては、一人で行うのは不安があるが、見学し、指導者に指導しても らい、経験すれば、そのあとは一人で実施できると思う。

○仕事の難易度

- ・わからないことをすぐ聞くので、特に問題は感じていない。
- ・N1で日常会話は問題ないが、利用者とコミュニケーションをとるとき、日本の文化に詳しくないので、利用者のこころを理解することが一番難しい。これは国の違いというよりも、高齢者がそもそも何を考えているのかわからない時があるというのが大きい。

○その他

・介護の仕事は職業的にあまり評価が高くないが、やりがいがあり、今後も続けていきたい。

【法人 E へのヒアリング結果】 ※法人 E の取組みに関してヒアリング

○基礎情報

法人概要	・昭和25年に結核後保護対策として設立
	・障害者、高齢者福祉、保育事業、在宅福祉サービス等、県内で施設を中心に 231
	事業を展開(H28.8 時点)
	・職員数は 2, 260 名(H28. 8 時点)
	・福祉教育(年間 4,700 名)や施設実習生(年間 3,800 名)の受け入れをはじめとし
	て、各種研修会等の開催を通じて地域のマンパワー育成に努める
法人の人材	・平成25年より独自のキャリアパス制度に基づく階層別研修を設けている。
育成の体制	・職員の「自己実現」「自己成長」を「法人内育成教育」及び「法人外育成教育」を
	組み合わせてバックアップしている。
受け入れ外	・ブラジル、ペルー等の日系が8名(中国1名、韓国1名は帰化しているため含めず)
国人の基本	1. ブラジル、障害者施設、フルパート、勤務6年、前職はブラジルで看護師
属性	2. ペルー、障害者施設、準職員、勤務 5 年
	3. ブラジル、障害者施設、フルパート、勤務2年
※平成 28 年	4. ブラジル、障害者施設、準職員、勤務2年
8月時点	5.ミャンマー、高齢者施設(特養)、パート、勤務6か月
	6. ブラジル、障害者施設、フルパート、勤務4か月
	7. ペルー、障害者施設、フルパート、勤務 2 か月
	8. ブラジル、高齢者施設(特養)、フルパート、勤務1か月
	・平成28年度EPA介護福祉士候補者(フィリピン)が2名
	(来年度以降も受け入れ予定)

1. 外国人介護職員受け入れの取り組み

○外国人対象介護講座について

- ・平成25年度から「外国人対象介護講座」を実施し、(初年度は県地域介護力向上事業、その後は自主事業)福祉の仕事に興味があり、将来働く意思のある地域の外国人を対象に、 講座と現場実習を行っている。(これまで法人Eへの就職は4名、他法人への就職は3名)
- ・目的は、外国籍で福祉の仕事に興味のある方に福祉の仕事を知ってもらうこと。
- ・対象者は、外国籍の方で福祉の仕事に興味があり、将来働く意思のある方。
- ・平成28年度は6回の座学と2日の現場実習を経て、最終日には求人情報の提供を行う。
- ・受講者の多くが介護に関しては未経験者もしくは初心者のため、講座では「福祉とは何か」、「コミュニケーション」、「医学的な知識(感染予防)」、「食事介助」や「移動・移乗介助」の基本的なことを教える。
- ・講師は法人内の職員で、看護師(医学的知識)や理学療法士(介護技術)が教えている。 使用しているテキストは講師自らが作成したもの。

○受講者について

・受講者の多くは部品工場やホテル清掃等で働いている方だが、福祉の仕事に興味があり参

加している。介護に関しては未経験。(平成28年度)

・最初の頃はポルトガル語と英語のチラシを作成し、スーパーや教会等に配布していたため、 受講者は日本語のレベルも様々で、介護に興味のない人も多くいたため、現場実習の際にコ ミュニケーションがうまく取れないということがあった。そのため、平成27年度からは日 本語でチラシを作成し、それを読んで理解できる方を受講対象者とした。その結果、受講者 数は減少したが、介護に関心があり、日本語でのコミュニケーションも多少とれる方が受講 するようになり、講座の進行や現場実習がより充実するようになった。

○「医学的知識」の指導内容について

- ・看護師が講師となり、利用者の健康状態を把握すること、感染予防、バイタルチェックに ついて重点的に教えている。また、ケアワーカーと看護師の連携についても教える。
- ・海外とは衛生面の観念が異なるため、介助前の前段の部分である手洗いやマスク着用等基本的なことを丁寧に指導している。
- ・身体の仕組みを教えることで、利用者の普段の身体の調子を把握し、支援していく中でい つもと違う利用者の様子に気づけるようになるには、どのような点に着目するか教えてい る。

○「介護技術」の指導内容について

・理学療法士が講師として、「移動介助」「食事介助」「口腔ケア」について教えている。介助 の手順だけではなく、利用者がなぜそのような状態(姿勢や嚥下状態等)になっているの かについても説明。

○受講者の感想について

- ・周囲の外国人仲間から介護は大変な仕事だから止めたほうが良いと言われていたが、実際 に体験してみると大変な仕事ではあるとは思うが、やりがいがあって楽しい。
- ・同じ食事を摂る人でも、口から摂る人、管をつけている人等様々で、最初は自分の家族を 思い出して泣いてしまった。利用者が家族に思え、何とかしたいと思う。
- ・利用者が家族に思える。施設は大きなファミリー。家族と離れて暮らしているため、高齢者と一緒にいるのは楽しい。
- ・言葉がわからなくても、通じ合える。話していることが理解できても日本語でどのように 答えるのか困ることがあるが、聴くことが大事だと思った。利用者は聴いてもらえること で安心してくれているように思う。
- ・腰痛を持っているので介護の仕事は厳しいのではないかと思ったが、施設には身体の負担 を減らすような様々な福祉用具があり、自分でもできることをはじめて知った。
- ・利用者ができるところとできないところを見極めることが大事。できるだけ利用者に行ってもらうが、全て手助けしてもらうことを求める利用者もおり、そのときには自分でできることは行ってもらうよう促した。

○講座最終日の求人情報について「障害者施設」

- ・最初は1日4時間程度の勤務で、入浴の介助を中心に行う。理由としては、「同じ業務を繰り返し行うことで仕事を覚えやすい」「利用者と顔をあわせコミュニケーションをとるため、名前を覚えられる」「入浴介助までには車いすからの移乗や移動、衣服の着脱も含まれるため、色々な介護を経験できる」「入浴には職員の配置が多いため、職員同士のコミュニケーションも多く語彙や会話力があがる」ことが挙げられる。
- ・職員数が多い施設のため、必ずそばに誰かがいてフォローできる環境にある。
- ・すでに外国人介護職員が2名働いているので、相談もしやすい。

2. 人材確保に関する取り組み

○就活型インターンシップ

- ・実際に就労体験を通じて、仕事の内容や社風をリアルに感じてもらい、就労する側と雇用 側で理解しあい、確認しあうことによって安心して就労できる機会を提供。
- ・国籍は不問で、「外国人対象介護講座」受講者も就労可能。主に日本の大学生が利用している。
- 期間は短期コースで7~14日間、長期コースで15~30日間。
- ・業務内容は直接的な介助は少なく、短期であれば見守りやお手伝い等、長期では介護助手 のような業務をおこなう。
- ・外国人、日本人によって業務上差は特にない。日本人よりも外国人のほうが就職につなが りやすい。

○外国籍職員交流会

・年に4回、法人内の各施設で働く外国籍の方と法人の研修センター職員との交流会を実施。 「外国人対象介護講座」の受講生も参加し、交流する。

3. 外国人受け入れについての職場の対応・反応

- •1 か月は指導者(常に同じ人とは限らない)がつき、外国人を指導していく。おおよそ 3 か月めの評価の際に独り立ちできるかどうかを現場で判断している。
- ・親をケアするという感覚は誰もが持っているため、介護への抵抗感はそれほど感じられない。ただ、日本ではそれが仕事として存在していることを理解してもらう。
- ・周知する必要がある文書や資料作成において、難しい漢字等への配慮が必要(検討課題)
- ・記録等日本語の難しいところはフォローが必要。
- ・外国人は介護の知識がまだ乏しい分、時間はかかるが対応は丁寧。
- ・現場では特にトラブルはなく、利用者からの苦情もなく、日本語が多少拙くても業務上問題はない。

4. 今後の取り組み

- ・福祉分野に興味のある海外留学生を日本語学校や専門学校と連携し積極的に受け入れる。 将来的には母国に帰り、専門技能を還元できる福祉人材の育成に寄与していきたい。
- ・現在取り組んでいるカンボジアでの幼児支援を障害者や高齢者支援へ広げることを検討している。

5. ヒアリングから得られたこと

- ・介護経験がなく日本語能力が高くない外国人でも、現場実習後の感想では利用者の自立支援の重要性や心を通いあわせることを理解していた。日本語能力が一定程度あればよりコミュニケーションをとることができ、利用者の状態像に応じた介護行為について理解が深まる。
- ・「外国人介護対象講座」の受講生は、実際に利用者に接する前に介護の知識と技術について 座学やロールプレイを通して学んでおり、事前学習による知識の習得は必要である。 →e-ラーニング等、外国人本人が自ら学べる環境を充実させる必要がある。
- ・利用者の状態に応じた介護行為を行うという理解は必須であり、法人内の看護師、理学療法士等を講師にし、行為を裏付ける知識と技術を教えている。
- ・最初は指導者の下で介護行為の見守りや手伝いをし、その後個人の能力にあわせて身体介護をおこなう。個人差はあるものの、3か月程度で所属する事業所でどのような介護行為がおこなわれているか知ることは可能であり、指導者の下で自ら介護行為を行うことも可能である。
- ・入浴介助は外国人が直接行う介護行為としては難易度が高いが、見守りやコミュニケーションという観点から、利用者の状態に応じた介護行為がおこなわれているか見たり知ったりする機会はある。
- ・日本語の読み書きが必要な記録等についてはフォローが必要。

参考資料 2. 試行試験 (予備試験) 結果

1-1. チェック表①での評価の結果

)																				
									11	老健	(J	(チェック表①)								
					101	軽度	p.,						重度	Jt N					モデル	,
ļ	チェック		٧	183	A パターン			S S	B パターン		A	A ペターン			à	Bパターン		B	Bパターン	٨
計画	数	未実施	できた	未実施できたできない	できなかった チェック項目	未実施	できた	できない	できなかった チェック項目	未実施	できた できない	- できなかった - できなかった チェック項目 シ	_	未実施できた	できない	できなかった チェック項目	未実施	できた できない		できなかった チェック項目
①顔の清拭の介助	8	0	7	· -	・温度の状態 を確認してい ない	0	7	T	・温度 の確認 が 手袋をはめたま まであった	0	8	 0)	0 7	, 1	・温度が確認できていたか不明	0	0 8		
②手浴の介助	19	9	13	0		5	14	0	・机の高さに気付 かず高い机のま ま介助しようとし た	61	0	0 実施不可 (※1)	y	6 13	3 0		6 1	13		
③④食事前の介助	10	1	6	0		1	6	0		Н	0 6		-7	1 9	0 6		7	0 6		
⑤体位変換の介助	9	0	Ŋ	H	・テコの原理を 活用していな い	П	4	H	・残存機能 を活 かせず過介助に なっていた	0	0 9	C	J	0	Π	・残存機能 を活 かせず過介助に なっていた (無 理な介助をして した)	H	2		
⑥起居の介助	^	Н	9	0		ω	4	0		4	3			2 0	0	実施不可(※2)	Η	4 2		カーブを 描くように 起こせていない テコの原理を活用 していない
②車いすを用いての介助	10	0	10	0		Э	9	Н	・車椅子 のスピー ドが速い	0	10 0	((*)	3 7	0		ω.	7 0		
⑧手洗いについて確認	13	0	13	0		0	13	0		0	13 0	(J	0 13	3 0		0 1	13 0		
一二	73	8	8 63 2	7	%6'96	13	13 57	\sim	92.0%	24 .	24 49 0	0 100.0%		17 54	4 2	96.4%	12 59	59 2		96.7%

(※1) 利用者の状態により実施不可 (※2) 利用者残存機能を活かしたため実施不可

					特養 (チェック表①)		
			軽度		重度		モデル
	チェック		Aパターン(一部 B)		A パターン(一部 B)		Aパターン
計価項目	数米美施	未 実 に た な い な い い	できなかった チェック項目	米 選 を ま は な い い い い に い に い に い い い い い い い い い い	できなかった チェック項目	米 無 に た な い な い い い	できなかった チェック項目
①顔の清拭の介助	8 0 8	9 0		0 7 1	・同じ面を二度使ってしまっていた	0 7 1	・同じ面を二度使ってしまっていた
②手浴の介助	19 3 11	12 4	・手浴にかかる時間を説明していない ・排泄の有無を確認していない ・ 衣服を捲り上げることを利用者に説明し ていない	2 12 5	・手浴にかかる時間を説明しなかった ・排泄の有無を確認していない ・濡れる可能性のあるものを移動していない ・な服を捲り上げることを利用者に説明していない	0 0	・手浴にかかる時間を説明していない ・排泄の有無を確認していない ・必要物品が揃っていない ・濡れる可能性がある物の移動できていない ・安薬な体位になっていない ・な服を濡れないように捲り上げていない
③④食事前の介助	10 2 8	0		2 8 0		0 10 0	
⑤体位変換の介助	6	3	※ B バターンで評価 ・テコの原理を活用していない ・残存機能を活かせず過介助になっていた	2 2 2	※ B バターンで評価 ・テコの原理を活用していない ・クッションやタオルで調整を行っていない	1 3 2	・(一部介助)具体的な指示の声掛けをしていない・ ・残存機能を活かす工夫ができていない
⑥起居の介助	7 1 4	7	・利用者を側臥(位にしていない ・テコの原理を活用していない	1 5 1		0 6 1	・利用者を側臥位にしていない
②車いすを用いての介助	0 01	10 0		0 10 0		0 2	・車椅子の動作不良を確認していない ・フットレストを上げる、ブレーキをかけるなど準備でき ていない ・タイケの空気について確認していない
⑧手洗いについて確認	13 0 1	12 1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている	0 12 1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている	0 12 1	※重度軽度モデル共通 ・手を洗わずに次のケアに移っている
‡ □	73 7 5	57 9	86.4%	7 56 10	84.8%	4 54 15	78.3%

1-2. チェック表②での評価の結果

								III.	老健	_	(チェック表②)								
				一	中本							車	بط					キデル	دِ
	チェック		À	パターン	i _	à	パターン			⋖	パターン	Ĥ	,	Bパタ	*ダーン		B	いる	; I
		**************************************	舞子	できなかった チェック項目	*Ki*KE	購通	で、大い、	うた道目	+Kink(£	中華	適 できなかった 切 チェック項目	たョ	TKINAE.	鲫	できなかった チェック項目	未素施	舞り		できなかった チェック項目
①顔の清拭の介助	М	0	2	・温度の状態を 確認していな (0		・温度 の確認 が 手袋をはめたま 手であった ・最初 に全かを 拭いてしまった ・自分ですること ができたのに ができたのに全	の確認 が をはめたま soた に全体 を に全かた ですること ですること だかに 全		<u>8</u>		Ħ			・温度が確認でき ていたか不明	<u>e</u> 0	<u>~</u>	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	モデルの 腕は肘より上に上がらない はずなのに 自ら顔 を拭いていたためそ の部分では評価で きない
②手浴の介助	9	9 0	D.	洗い流すお湯の温度を確認0していない	9 0		・ 机の高さに気付 かず高い机のま ま介助しようとし た	に気付 机のま ようとし	М	0	無語不可 (※1)	- H	Ŋ	4	・袖が濡れてしま っていた	9 0	9		
③④食事前の介助	2	11 4	4		2 2	N	・足がフットレスト に乗っているか 確認できていな い	・レスト いるか ていな	H	4 4		H	4	4		4	4		
⑤体位変換の介助	4	1 2	H	・テコの 原理を活用していない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2	-	- 一部残存機能 を活かす 声掛け がない (柵を持 ってもらう)	7機能 声掛け 一番を持)	0	4 W		奏 つ 1	<u></u>	0	- デコの 原理を利 用できていない 一部残存機能 を活かす声掛け がない (柵を持 ってもらう、腰を ラ(く) 安楽 な姿勢 で はない	1 3	<u> </u>		腰を引く際の声掛けがない
⑥起居の介助	4	O 4	<u>8</u>	・カーブをかけて 起こせていな い	1 2	-	・側臥人位 にできて いない ・デコの 原理 を 活 用できていない	こできて 埋を活	0	4	(側板/位にできていない) (アカンの) 原理を利用していない) カーブを 描くよう に起こせていない) (に起こせていない) いり 利利を持続能を活っているい) (利力を機能を活っていない) 利用できていない)	できて、 ・	0	0	実施不可 (※2)	<u>T</u>	.	デー・ カロイン カープ カーグ	デコの 原理を利用 していない レーブを 描くように 起こせていない
②車いすを用いての介助	2	0 2	ī.		1 3	2	- フットレストやプ レーキ(こついて 未確認 - 車椅子 のスピ ドが速い	ト や ブ)いて)スピー	0	5		0	Ŋ	е	・フットレストやブ レーキについて 未確認 ・車椅子 のスピー ドが速い	0 5	5		
⑧手洗いについて確認	1	0	н	_	0				0	디		0	ᄆ	Ħ		0	ᄇ	-	
	28	2 25	5 21	80.8%	9	19 14	4 63.6%	%	4	21 17	7 70.8%	8	20	13	65.0%	3	23 21		84.0%

(※1)利用者の状態により実施不可(※2)利用者の残存機能を活かしたため実施不可

2-1. チェック表① (実際に記載された資料)

		実技試験評価項目	目(チェック表①)		
0 小斑	8	チェック項目	判断基準	j.	Fエック
A	介護】				
入					
颜	の清	拭の介助ができる			
	1	利用者にとって、適切な温度のタオル等を準備できた か	∨ 温度の状態を確認している。		~
			✓ 目頭から目尻に拭く。		V
	2	目頭から目尻に向けて拭けたか	✓ 同じ面を2度使っていない。		V
			マ こするように拭いていない。		V
			✓ しわを意識して拭いている。		~
	3	額から鼻、頬、鼻の下、口の順で拭けたか	マ 上下にこするように拭いていない。		V .
			✓ □の周りの汚れがとれている。		V
	4	利用者の爽快感を確認したか	✓ 声かけや利用者の表情などから、利用者の気分を	確認している。	~
) 手		かができる			
1.			✓ 手浴にかかる時間を説明してる。	1	
	1	 利用者に手浴を行うことを説明し、同意を得たか。	✓ 必要に応じて排泄の有無を確認している。		
1	1	The state of the s	✓ 手浴を行うことの同意を得ている。		~
			✓ 必要物品が揃っている。		1
	12	 必要物品を使いやすい位置に置いたか。	✓ 必要物品を使いやすい位置に置いている。		
	-	必要が配を使いて多り位置に置いたが。			
			✓ 濡れる可能性があるものを移動している。		
			マ 安楽な体位になっている。		
	3	利用者を手浴のしやすい安楽な体位にしたか。	(ペッドの場合) ✓ ペッドの背を上げることを説明している。		
			✓ ベッドの背を上げることの同意を得ている		
			✓ ギャッチアップの角度が15度程度になって	ている。	
		利用者の衣服・寝具等が濡れないように、防水シーツ	バスタオル等を使って保温をしている。		
	4	やタオル等準備したか。	マ 衣服を濡れないように捲り上げている。		W
1			✓ 衣服を捲り上げることを利用者に説明している。		
			マ 手浴を開始することを伝えている。		~
1	5	洗面器等に手を浸け、温めたか。	✓ 湯温の確認をしている。		~
1	"	John III 13 16 3 Co. Service Manage Co. 10	マ 手にお湯をかけながら浸水している。		~
			マ 皮膚がふやけるまで実施していない。		~
	6	石鹸を十分に泡立てて手を洗い、汚れが溜まりやすい	マ 石鹸を十分に泡立てている。		~
	0	指間を手もみしながら洗ったか。	が 指向をさらんとかっている。		~
食	(7 .00)	できるか利用者の状態を確認できる	*	チェック表①についない項目につい ント書きで「洗い	いて、試験評価者
			✓ 利用者の状態に合わせた声掛けが出来てい 「記した」 「記したことた」 「記した」 「記したことにた」 「記したことにたことにたことにたことにたことにたことにたことにたことにたことにたことに	載があった	
	1	「おはようございます」「気分はいかがですか」など TPOに合わせた声掛けを行ったか。	言語でのコミュニケーションができない場合、原 ジェスチャーなどで、確認ができている。	をたたく、	100
			✓ 利用者の反応を確認している。		~
		利用者の体調を確認したか。	バイタルサインの測定結果を確認している。		H.
	_	(返事がない、気分不良を訴えた場合、バイタルサイ	✓ 利用者に体調を確認している。		
	2	ンの確認や利用者へのヒアリングによる体調確認など	THE REPORT OF THE PARTY OF THE		
		の原因探求行動を行ったか。)	✓ 利用者の意向を確認している。		~
) 食	事を	する際の姿勢調整の介助ができる			
1		体幹の傾きはないか、足底が床やフットレストについ	v 足底が床、フットレストについているか確認して	いる。	L
	1	ているか、椅子に深く腰を掛け安定して座っているか	✓ 椅子に深く腰をかけている。		V
1	1	など座位の安定を確認したか。	✓ 体幹の傾きに気付いている。	-	~
1					

2-2. チェック表② (実際に記載された資料)

<評価項目>		* O	、×で記載してく	ください。	
一連の介護行為(□は重要ポイント)		示を理解する ことができる	行った介護内容 が適切である	
「POに合わせた声かけを行ったか。)	
利用者の体調を確認したか。	□ 利用者の意向確認			9	
※返事がない場合、気分不良を訴え ご場合の対応					
宝技試験	64【食事をする姿勢 詞	周整の介財	ゕ゙゙゙゙゙゙できる】		
<評価項目>			、×で記載してぐ	ください。	
一連の介護行為(□は重要ポイント)	COLUMN TO STATE OF THE PARTY OF	示を理解する ことができる	行った介護内容 が適切である	
変位の安定を確認したか。	□ 足底が床やフットレストについている□ 椅子に深く腰かけている	, 7	0	9	
類が引けている状態で食事がとれる ようにしたか。		7	チェック	プ表②については、実	習指導者の「指
			者の指示の一部を	帚れなく介助をおこな 〒がないことにより技 迚行わない場合、「△() ≤れてしまう	能実習生が特定の
*	実技試験 5 【体位変技		5]		
〈評価項目〉			、×で記載してく	くたさい。 行った介護内容	
一連の介護行為(□は重要ポイント)	311Kg	ことができる	が適切である	神なわか
利用者の膝を立て、テコの原理を活	1		Q		曆3](20
用しながら体位変換したか。	□ 声掛けをしている		0	X	るかた
利用者の残存機能を活かしながら体		7		1	安果な場場
用しながら体位変換したか。 利用者の残存機能を活かしながら体立変換したか。 本位変換後、クッションやタオルなどを使用し、安楽な体位保持への介 がを行ったか。				X	SE模以

参考資料 3. 試行試験(予備試験)実施後のヒアリング 個票

【介護老人福祉施設(特養)でのヒアリング結果】

○基本情報

【試験方法】Aパターン(※体位変換のみBパターンで実施)

	特養
外国人介護職員	● 勤務3か月の介護職。在日20年。日本語レベルN4程度。介助中の声かけ
	はできるものの、日常会話の意思疎通は困難。
実習指導者	● 同一施設であるが実際の指導者ではない
試験評価者	● 同一施設の方
モデル役の職員	● 女性のケアマネジャー/小柄細身

【ヒアリング対象者】

実習指導者、試験評価者

○利用者とモデルについて

- ・利用者の時は介助がスムーズにできていたが、モデルの時は混乱している場面が見られた 利用者とモデルで同じ項目での評価であったが、状態像の把握ができず、外国人介護職員 に戸惑いが見られた。
- ・いつも接している利用者の場合は状態像をよく理解している。設定されたモデルの状態像は、これまで接してきた利用者にはいない状態像であり(当該特養は認知症専門)、またコミュニケーションの取り方もわからず、利用者にはできていたことがモデルではできない状態になっていた。
- ・モデルで評価を実施した場合、介護に集中できないのではないか。利用者については普段 から接しているため状態像も把握しているが、モデルの状態像については即時に理解をす ることは困難ではないか。

OAパターンとBパターンについて

・Bパターン(体位変換のみ試験)の方がスムーズに動けるように感じた。顔の清拭であれば、細かく読み上げをせずとも、利用者に対しては問題なくできていた。Bパターンでは外国人介護職員が自らのペースで動けるが、Aパターンの場合、間に読み上げが挟まるため、ペースを崩してしまい、混乱するのではないか。実習指導者側としても、外国人介護職員と利用者のペースを崩してしまいそうで、読み上げのタイミングが難しかった。

○小項目について

- ・今回、試行試験(予備試験)を実施した外国人介護職員は、まだ経験が3か月程度のため 技術が未熟なところがあるが、技能実習生は試験を受けるのが入国後約8か月ということ で、もう少しできるのではないかとも思う。どのような状態像でも介護行為を行えるよう にならなければいけない。たとえ、モデルで実施したとして、普段接する利用者にはいな い状態像についても、対応できるよう教える必要があると思った。
- ・Bパターンで行った体位変換については、普段から見てはいるが経験が少ない分、3か月ではやはり難しいということは感じた。しかし、日頃から練習を積めば、1年もかからずにできるようになるだろう。

○評価 (チェック表①) について

- ・緊張していても、きちんと行為が行われているものについては理解していると判断した。 必ず途中と最後に気分が悪くないか等、声かけをしているか、利用者の状態を見ているか ということを確認した。この評価表でも問題なく評価はできる。
- ・項目にない部分について「できない」と思った際、どこに記載をするべきか分からない。
- ・顔の清拭については、拭いている最中の利用者の表情を見ているか、会話も含めコミュニケーションがとれているか、拭き残しがないか、手順通りおこなっているか等を見ている。 耳の後ろも通常拭いているため、評価項目として追加したほうが良いのではないか。

○普段の指導について

- ・認知症の方への対応を専門としている施設であるため、障害よりも認知症への対応が主になる。このため、利用者への声かけが多く、介護の前には必ず声かけをするように伝えている。例えば、声をかけずにいきなり介助を始めたら、周りにいる気付いた職員が注意をしている。理解したかどうかについては、実際の介護行為の結果を見て、判断している。
- ・指導の一環で、外国人介護職員を利用者役として、実習指導者が自ら介助を行い技術を指導することがある。その逆で、実習指導者が利用者役として外国人介護職員が介助をして、 その結果について実習指導者からフィードバックをすることもある。
- ・モデルではなく利用者でないと指導できないことは、特徴的な利用者 (例えば、足が開き 切ってしまっているような障害を持っている方) への介助が挙げられる。

○まとめ

【利用者とモデルの比較】

利用者	モデル
・いつも接している利用者の場合、状態をよく	・日頃接していない状態像の場合、イメージし
理解しているため、スムーズに介助が行える。	ながら介助を行うことが非常に難しい。
	・経験があったとしても、設定された状態像を
	イメージしながらの介助となるため、集中で
	きない。

【AパターンとBパターンの比較】

Aパターン	Bパターン (体位変換のみ)
・読み上げによって、外国人介護職員のペース	・OJTをしっかりとした状態であれば、実習
が乱れてしまう。	指導者も外国人介護職員もペースが守れるた
・実習指導者側は、外国人介護職員と利用者の	め、Aパターンよりは実施しやすい。
ペースを崩さないように読み上げることが難	
しい。	

【介護老人保健施設(老健)でのヒアリング結果】

○基本情報

【試験方法】AパターンおよびBパターン

		老健
外国人介護職員	•	勤務6年11か月の介護職(介護福祉士試験を2回受験している)。在日27
		年。日本語レベルN2取得済み。
実習指導者	•	同一施設の実際の指導者
試験評価者	•	同一法人であるが別施設の方
モデル役の職員	•	男性の作業療法士/大柄

【ヒアリング対象者】

実習指導者、試験評価者

○利用者とモデルについて

- ・利用者の際は同じ項目を何回も同一の方でチェックをするのは厳しい。モデルなら可能だが、利用者で行う場合は一人の介助が重複しないよう工夫が必要。
- ・モデルの場合は、状態像をより詳細に決めないと、どのように対応して良いのか分からなくなる。一方で、利用者の場合は普段から接している方のため技能実習生にとっては普段と同じ環境上であるため、介助しやすい。ただ、試験項目以外に利用者の体調や気分等によって介助がスムーズに行かないことがあるので、そこについての工夫が必要。
- ・モデルが、設定した状態像と違う動きを行ってしまった。また、外国人介護職員にとって、 モデルがこれまで接したことのない状態像だったため、どのように介助していいか戸惑い が見られた。
- ・日本語能力が高くない技能実習生に、試験のためにモデルの状態像を伝えることが困難な のではないか。日頃から接しているからこそ利用者のADL等を理解しているが、既知で ない人の情報を言葉で伝えられてすぐに理解できるとは思えない。状態像を設定するので あれば相当簡単な状態像であれば、可能かもしれない。
- ・軽度利用者の場合は自分でできてしまう場面が多く、未実施のため評価ができない部分が あった。

OAパターンとBパターンについて

- 介護の経験が何年目かになれば、Bパターンの方がむしろ技術を評価しやすいと思うが、 1年目と考えると、難しいのではないか。
- ・Aパターンについては、読み上げることで介護行為が途中で途切れるため、外国人介護職員にとっては取り組みづらそうであった。

○小項目について

- ・手浴の介助について、洗う指示のあと、どうするかについて記載がない。そのあと指示が 出しにくいので、洗い方の具体的な内容を追加したほうがよい
- ・軽度利用者の方で介助する場合、車いすの移動は自分でできる場合が多い。体位交換のテコの原理も、自分でできる場合がある。顔の清拭についても軽度の方は自ら顔を洗えるので、項目に適さない。
- ・食事介助の顎が引けている、という項目は、食事を食べる前に顎が引けていればよいので あって、この項目だけ抜き出しているのは不自然。

○評価 (チェック表①②) について

・試験評価者は他施設に行って評価をする形になるが、利用者の状態像が全く分からない状態で評価をしなければいけないので、事前に利用者の状態像をよく知る必要があるので、この部分にもっと時間をかけたほうが良い。また、事前に実習指導者に利用者の状態像を確認し、評価後もヒアリング等で補足確認ができれば、より評価がしやすくなると思う。

チェック表①について

・記載の項目のみしか判断できないため、記載のない項目で「できない」部分があった際 にチェックできない。

チェック表②について

- ・チェックポイントが①と比べて少ないので、どうしても介護の質の部分に目が行ってしまう。手は拭いていたが少し濡れていた、等の状況で、「できない」と判断していいのか迷うため評価に影響が出る
- ・たとえ1年目は実習指導者の指示のもとで行っている介護行為を評価するとしても、評価者によって気にする部分と気にしない部分があり、基準を明確にしないと結果に影響するのではないか。

○普段の指導について

- ・最初は介護の手順から指導をするが、外国人介護人材は実習指導者の介護現場をついてま わってメモを取る。その後、徐々に自ら介護行為を行っていく。
- ・介護行為の難易度が低くいもの、かつ利用者の状態像が軽いものから取り組んでいく。
- ・外国人介護職員と関わっていると、普段の介護行為の指導についても日本人以上にエビデンスを重要視していると感じることがある。何の目的でその介護行為をするのか、何の理論でその介助をするのか、ということを正しく教えてほしいという要望をよく聞く。

○その他

・実際の現場に入ったら、その場の状況判断等で高度なレベルのことも求めざるを得ない場合がある。本来ならば手順追って指導すべきだが、すべての現場でそうなるとは限らないのではないか。

○まとめ

【利用者とモデルの比較】

	17/17/14 こ ピ / / / 0 / 2 / 14 / 14 / 14 / 14 / 14 / 14 / 14		
	利用者		モデル
•	利用者の場合は普段から接している方のた		状態像をより詳細に決めないと、どのよう
	め、外国人介護職員にとっては普段と同じ		に対応して良いのか分からなくなる。
	環境上であるため、実施しやすい。	•	日頃から接しているからこそ利用者のAD
	ただ、試験項目以外に利用者の体調や気分		L等を理解しているが、既知でない人の情
	等によって介助がスムーズにいかないこと		報を日本語能力が高くない技能実習生に言
	があるので、工夫が必要。		葉で伝えられてすぐに理解できるとは思え
	軽度利用者の場合は自分でできてしまう場		ない。状態像を設定するのであれば相当簡
	面が多く、未実施のため評価ができない部		単な状態像であれば、可能かもしれない
	分があった。		また、モデルが設定した状態像を異なる動
			きをする可能性がある。外国人介護職員ん
			いとっても、日頃接している状態像ではな
			い場合、どのように対応してよいか戸惑う
			可能性がある。

【AパターンとBパターンの比較】

Aパターン	Bパターン	
・ 介護行為が途中で途切れるため、外国人介	・ 介護の経験が何年目かになれば、Bパター	-
護職員にとっては取り組みづらそうであっ	ンの方がむしろ技術を評価出来やすいと見	⊒′
た。	うが、1年目と考えると難しいのではない	`
	カ。	

【チェック表①とチェック表②の比較】

	7		
	チェック表①		チェック表②
•	記載の項目のみしか判断できないため、記	•	チェックポイントが①と比べて少ないの
	載のない項目で「できない」部分があった		で、どうしても介護の質の部分に目がいっ
	際にチェックできない。		てしまう。手は拭いていたが少し濡れてい
			た、等の状況で、「できない」と判断してい
			いのか迷うため、評価に影響が出る。
			評価者によって気にする部分と気にしない
			部分があり、結果に影響するのではないか。

参考資料 4. 試行試験 (予備試験)にて使用した資料

	シ	チェック
	スト Aパターン	FI
	予備試験項目読み上げリスト	読み上げ項目
		小項目
1		No 小項目

[身体介護] 入浴

0	顔の	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	題の清拭の介助ができる	
)				
		1	適切な温度のタオルを準備してください。	
		7	目頭から目尻に向けて拭いてください。	
		М	額から鼻、頬、鼻の下、口の順に拭いてください。	
		4	○○さんに気持ちいいか確認してください。	
3	手浴	9	手浴の介助ができる	
		1	○○さんにこれから手を洗うことを伝えて、承話を得てください。	
		2	必要な物品を使いやすい位置に置いてください。	
		$^{\circ}$	○○さんを楽な姿勢にしてください。 (姿勢に関しては具体的に指示)	
		4	○○さんの服やシーツが濡れないようにタオルなどを準備してください。	
		2	(洗面器等に) ○○さんの手をつけて温めてください。	
		9	6 ○○さんの手を洗ってください。 (洗い方は具体的に指示)	
	١	١		I

食事□

@	食事	37√TE	食事ができるか利用者の状態を確認できる
		1 (1 ○○さんに声をかけて、これから食事をすることを伝えてください。
		2 (2 ○○さんに体調を確認してください。
4		事在す	食事をする際の姿勢調整の介助ができる
			身体が傾いていないか確認してください。
		1	両足が床 (フットレスト) についているか確認してください。
			椅子に深く腰掛けているか確認してください。
		2	2 顎がひけているか確認してください。

体位变换

(S)	\vdash	体位変換ができる
		$igl $ \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc たんの膝をたてて、てこの原理を活用しながら体を(\bigcirc \bigcirc (\bigcirc) 動かし \bigcirc てください。
		2 (自力で動ける方には具体的にどこを動かしてもらうか指示)
		- (ベッドの下にずり落ちた場合) 身体(J摩擦を与えないように姿勢を直し 3 てください。
		4 (体位変換後) ○○さんを楽な姿勢にしてください。 (クッションをいれ 4 るなど具体的な指示)
9		起居の介助ができる
		1 起きる前に、○○さんの体調を確認してください。
		2 (全介助の方には) カーブを描くように上体を起こしてください。
		3 (一部介助の方には具体的にどこを動かしてもらうか指示)
		- 1 ○○さんを横に向かせ、デコの原理を活用しながら起き上らせてくださ

移乗・移動

0	車椅	車椅子での移動介助ができる	
		1 = 1 等具体的に指示)	トレスト、ブレーキ、タイヤの空気
		aいすのフットレスト(フットサポート)に足底がしっかり乗っているか 部認してください。	-) に足底がしっかり乗っているか
		3 動き出すときや方向を変えるときは、声掛けしてください。	掛けしてください。
		4 ○○さんの手や腕が車輪に巻き込まれていないか確認してください。	こいないか確認してください。
		5 ○○さんがきちんと座っていることを確認してください。	認してください。
		6 フットレストや足を壁にぶつけないよう介助してください。	う介助してください。
		7 ○○さんの車いすの移動介助をしてください。 (具体的に指示)	ごさい。 (具体的に指示)

※チェック表①(試験評価者用) 1/3

チェック表① (A、Bパターン)

チェック 判断基準 実技試験評価項目 (チェック表①) チェック項目 No小項目

[身体介護] 入浴

	1	(3) (関の)を対して) (3) これの	
		1 利用者にとって、適切な温度のタオル等を準備できたか v	/ 当駅の状態や確認している。
	!		/ 目頭から目尻に拭く。
		2 目頭から目尻に向けて拭けたか	/ 同じ面を2度使っていない。
		-	v こするように拭いていない。
			/ しわを意識して拭いている。
	1-7	3 額から鼻、頬、鼻の下、口の順で拭けたか	上下にこするように拭いていない。 ままではない。 ままではないない。 ままではないない。 ままではないない。 ままではないない。 ままではないない。 ままではないない。 ままではないないない。 ままではないない。 ままではないない。 ままではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない
			> 口の周りの汚れがとれている。
	4	4 利用者の爽快感を確認したか	
0	手浴の	手浴の介助ができる	
	<u> </u>		v 手浴に力かる時間を説明してる。
	-	1 利用者に手浴を行うことを説明し、同意を得たか。	/ 必要に応じて排泄の有無を確認している。
			v 手浴を行うことの同意を得ている。
	!		/ 必要物品が揃っている。
	• •	2 必要物品を使いやすい位置に置いたか。	/ 必要物品を使いやすい位置に置いている。
	_		> 濡れる可能性があるものを移動している。
			v 安楽な体位になっている。
			(ベッドの場合)
	4-7	3 利用者を手浴のしやすい安楽な体位にしたか。	/ ベッドの背を上げることを説明している。
			v ヘッドの背を上げることの同意を得しいる。
			v ギャッチアップの角度が15度程度になっている。
		到田老の衣服・喧目等が塗れたいように 防水シーツや	v ノ(スタオル等を使って保温をしている。
	7	4 女子 田 学 M M M M M M M M M M M M M M M M M M	/ 衣服を濡れないように捲り上げている。
	_		水 衣服を捲り上げることを利用者に説明している。
			v 手浴を開始することを伝えている。
		・ 発を発送しまる過行 過めたむ	/ 湯温の確認をしている。
	_		/ 手にお湯をかけながら浸水している。
			V 皮膚がふやけるまで実施していない。
	_	石鹸を十分に泡立てて手を洗い、汚れが溜まりやすい指 v 石鹸を十分に泡立てている。	/ 石鹸を十分に泡立てている。
	\exists	間を手もみしながら洗ったか。	/ 指間をきちんと洗っている。

の事件

<u></u>	₩	事が	③ 食事ができるか利用者の状態を確認できる	
				v 利用者の状態に合わせた声掛けが出来ている。
		-	「おはようございます」「気分はいかがですか」など	v 言語でのコミュニケーションができない場合、肩をたたく、
		4	TPOに合わせた声掛けを行ったか。	ジェスチャーなどで、確認ができている。
				/ 利用者の反応を確認している。
			利用者の体調を確認したか。	> ノイタルサインの割店結果を確認している。
		r	(返事がない、気分不良を訴えた場合、バイタルサイン v 利用者に体調を確認している。	/ 利用者に体調を確認している。
		٧	の確認や利用者へのヒアリングによる体調確認などの原	1、1、1、1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1
			因探求行動を行ったか。)	> が出血の動見の質問のことの。
4		事を	食事をする際の姿勢調整の介助ができる	
			体幹の傾きはないか、足底が床やフットレストについて v 足底が床、フットレストについているが確認している。	/ 足底が床、フットレストについているが確認している。
		1	1 いるか、椅子に深く腰を掛け安定して座っているかなど ^ 椅子に深く腰をかけている。	/ 椅子に深く腰をかけている。
			座位の安定を確認したか。	体幹の傾きに気付いている。
		2	2 幅が引けている状態で食事が取れるようにしたか。	> 職が引けた状態を確認できている。

2/3 ※チェック表① (試験評価者用)

チェック表① (A、Bバターン)

			天汉政队引出中央日	表状が破け間項目(ナエンンなむ)	
2	No Mall	III W	チェック項目	手	チェック
1	_	体位変換	two controls and control controls and control controls and control controls and control control controls and		Ī
9	<u>@</u>	体位3	⑤ 体位変換ができる		
			利用者の膝を立て、テコの原理を活用しながら、体位変	利用者の膝を立て、テコの原理を活用しながら、体位変 / 利用者の膝を立てるなど、接地面積を減少する工夫を行っている。	
		-	- 換したか。	/ 「テコの原理」などを活用している。	i
			横向きになることができる人には自力で横になっても	(一部介助の場合)	
			、らったり、膝を自分で曲げられる人には自分で曲げても	✓ 利用者の残存能力を治力すよりに「横に沿れます力」※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
		_	- らうなど、利用者の残存機能を活かしながら体位変換し-	ものを存むがある自分のグースを行うしている。	
			たか。	シ 利用者の残存機能を活かす工夫が見られる。	
		. '	、ベッドの下の方にずり落ちた場合には姿勢を正すなど、	(ペッドの下の方にずり落ちた場合)	
		-	身体に摩擦を与えないように体位変換したか。	レ ベッド上での位置を直す際、身体に摩擦を与えていない。	
			、体位変換後、クッションやタオルなどを使用し、安楽な v 体位変換後、クッションやタオルなどで安楽な体位保持への	/ 体位変換後、クッションやタオルなどで安楽な体位保持への	
			* 体位保持への介助を行ったか。	調整を行っている。	
9	₩ 9	起居可	起居の介助ができる		
		<u> </u>	, 起きる前に、利用者の疾病等に応じて、体調や鎖色を確 / 起きる前に、利用者の疾病等に応じた体調を確認している。	/ 起きる前に、利用者の疾病等に応じた体調を確認している。	
		-	「認したか。	/ 起きる前に、顔色を確認している。	
			全介助が必要な利用者の上体がカーブを描くように起こ	(全介助の場合)	
		-	したか。	v 上体がカーブを描くように起こしている。	
		<u>. </u>	一部介助が必要な利用者について、足を曲げてもらう、	(Amy 40/24)	
			3 柵をつかんでもらう等利用者の残存機能を活かしながら	(一部)別の参与)	
			起居の支援を行ったか。	・17/11日のシングロ 1988日 ビンゴン 3 エンバス フロント のの	
			コの画種を采用したがら 無種	v 利用者を側臥位にしている。	
		_	4 をおいまるという ノコンを生らたらから、シ、ボイトをおってはくをするとした。	∨ テコの原理を活用している。	
	_	_		/ 利田者の身体に自結がわわるような方法で介助を行っていない。	

移乗・移動

0	事	4	車椅子での移動介助ができる	
			車いすのフットレスト (フットサポート) やブレーキ、	/ 単いすのフットレストセブレーキに動作不良がないかを予め 確認している。
		1	1 /タイヤの空気等の動作不良がないかを予め確認している v 車いすのフットレストをあげ、ブレーキをかけるなど準備を力。 f5っている。	/ 車いすのフットレストをあげ、ブレーキをかけるなど準備を 行っている。
				/ タイヤの空気圧が十分であるかを予め確認している。
	•	2	車いすのフットレスト(フットサボート)に足底がしっかり番っているが練り、ているか。	フットレストの中央部に足が安定して乗っているが確認している。
			0.20.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00	v 足部がブットレストから落ちていない。
		3	動きだしや方向転換の際に、状況の説明や声掛けを都度 v 進路方向の道等について事前に声掛けをしたり、説明を行な行っているか。 っている。	/ 進路方向の進等について事前に声掛けをしたり、説明を行なっている。
		4	利用者の手や腕が、駆ないか注意したか。	/ 手が大腿部におかれているか、また、アームレストの上に置 がれているか確認できている。
		2	利用者がしつかりと車いす上で座位を保っていることを 確認したか	v 利用者の姿勢が弱れていない。
		9	フットレストを壁などにぶつけることなく、車いすの介 助が出来たか。	v フットレストや足断を懸などに接触させていない。
		7	移動中、周囲の環境等に合わせ、安全な介助が出来た か。	 夕全な行動ができている。 労力機・ ・分行機度より強いスピードで押している。 ・弱差を限りるとき、後ろ向きで下している。 ・ 急な下り板を後ろ向きで下している。
				・砂利道ではキャスタを上げて進んでいる。

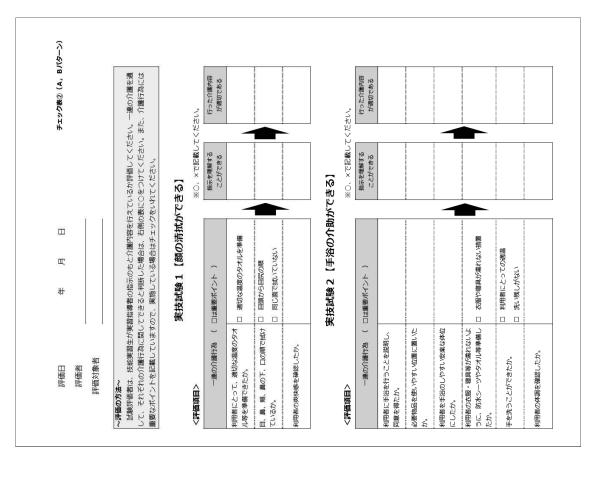
3/3 ※チェック表①(試験評価者用)

チェック表① (A、Bパターン)

			美技式級計画規則	美技試験評価項目(ナエツク表①)
No	No 小項目		チェック項目	クペエチ 東醤湖味
[3	[安全衛生業務]	能生	[發]	
	碰	感染予防	4	
@	蝈	切な	(8) 適切な手洗いができる	
		,	サード・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	/ 手のひらを合わせている
		-	十つでいた日かで、やくが、ているが。	/ よく洗っている。
		2	2 手の甲をのばすように洗っているか。	V 手の甲を洗っている。
		Э	3 指先、爪の間、手のひらのくぼみをよく洗っているか。 v 指先、爪の間、手のひらのくぼみを洗っている。	v 指先、爪の間、手のひらのくぼみを洗っている。
		7	- モディル番サカ・ナルしト・・セントギリト・ルナ	v 爪の生え際を洗っている。
		t	この十人家では14~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	v 指1本ずつ洗っている。
		2	5 指の間を十分に洗っているか。	v 指の間を洗っている。
		9	6 親指を手のひらでねじり洗いをしているか。	> 親指を手のひらでねじり洗いしている。
		7	小指側の側面をこすっているか。	/ 小指側の側面をこすり洗いしている。
		8	8 指4本分以上上まで手首も洗っているか。	V 手首を指4本分以上上まで洗っている。
		6	9 流水でよく洗い流しているか。	> 消火で売い消している。
		10	10 ペーパー等でよく拭き取り、乾燥させているか。	
		Ξ	11 一つのケア後毎にに手洗いしているか。	v 手を洗わずに次のケアに移っていない。

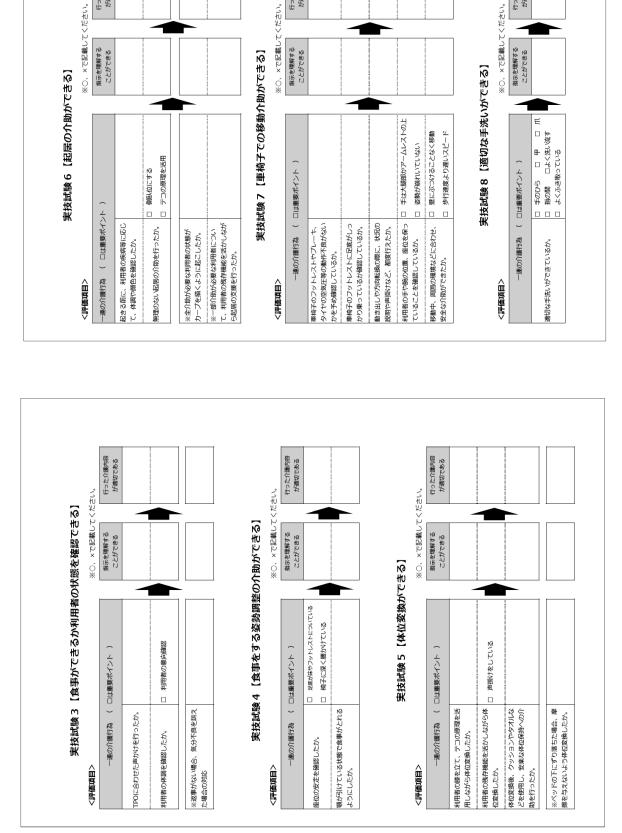
ш	
Ą	
#	
	神経校壇社

1/3※チェック表② (試験評価者用)



※チェック表②(試験評価者用) 3/3

行った介護内容 が適切である



が適切である

この事業は平成28年度厚生労働省生活困窮者就 労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業 分)の一環として行われたものです。

技能実習制度に介護分野を追加する際の 技能評価システムのあり方に関する調査研究事業 報告書

平成29年3月発行

内容照会先 一般社団法人シルバーサービス振興会 〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 NP 御成門ビル6階 TEL 03-5402-4881 FAX 03-5402-4884